

平成29年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成29年3月14日(火)

東洋町議会

余 白

平成29年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成29年3月14日(火) 午前9時00分宣告
出席議員 (8名)

議長	今宮 裕明 君	副議長8番	西岡 尚宏 君
1番	福島 登 君	2番	平山 照生 君
3番	高畠 俊彦 君	4番	小松 熙 君
5番	武山 裕一 君	6番	小野 正路 君
7番	田島毅三夫 君		

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	光本 速雄 君
会計管理者	川田真由美 君
教育長	奈良崎幸一 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	安岡 良仁 君
住民課長	光本 孔士 君
産業建設課長	伊吹真貴博 君
教育次長	藤村明美智 君
地域包括支援	
センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	大坪 靖幸 君
税務課長補佐	小池 昭平 君
住民課長補佐	田岡いずみ 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	長崎 正仁
事務局職員	吉村 容子

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 平山 照生 君 3番 高畠 俊彦 君

平成29年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成29年3月14日(火) 午前9時00分開議

- [日程第 1] 議案第 2 号 東洋町税条例等の一部を改正することについて
- [日程第 2] 議案第 3 号 東洋町個人情報保護条例及び東洋町情報公開条例の一部を改正することについて
- [日程第 3] 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第 4] 議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第 5] 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第 6] 議案第 7 号 平成28年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて
- [日程第 7] 議案第 8 号 平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第 8] 議案第 9 号 平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第 9] 議案第 10号 平成29年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第 10] 議案第 11号 平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 11] 議案第 12号 平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 12] 議案第 13号 平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 13] 議案第 14号 平成29年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第 1 4] 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 1 5] 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 1 6] 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 1 7] 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第 1 8] 発議第 3 号 東洋町議会基本条例を定めることについて
- [日程第 1 9] 発議第 4 号 東洋町議会議員政治倫理条例を定めることについて
- [日程第 2 0] 発議第 5 号 東洋町議会広報の発行に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第 2 1] 発議第 6 号 保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書について
- [日程第 2 2] 閉会中の継続審査・調査の申出について
- (1) 総務教育民生常任委員会
- (2) 産業建設常任委員会
- (3) 議会運営委員会
- [日程第 2 3] 一般質問
- 【追加日程第 1】 発議第 7 号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について

平成29年第1回東洋町議会定例会 平成29年3月14日 火曜日
議事のでんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

直ちに、平成29年第1回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、条例5件、補正予算3件、当初予算9件、発議4件、閉会中の継続審査・調査の申出1件の計22件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

3月8日に、予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

次に、総務教育民生常任委員長から、平成28年第4回定例会で付託を受け継続審査としておりました、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書について、採択との報告がありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、議案第2号、東洋町税条例等の一部を改正することについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された、すべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は

すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べる事ができないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。

なお、執行部は、議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言のうえ、挙手願います。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることでもあります。反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号、東洋町税条例等の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号、東洋町個人情報保護条例及び東洋町情報公開条例の一部を改正することについて件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたが、田島議員にはすでにお伝えしていますが、通告のあった質疑については、議案に対する質疑とは認められませんので、質疑を認めません。以上。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

(自席より、議長と言う声あり)

はい。

(自席より、議長、個人情報と知る権利の境界はという部分についてはどうなんですかと発言あり)

それは、先日あなたに申し上げたとおりでございます。

(自席より、1番は削除されましたが、この部分については了解をもらたと認めてますと発言あり)

これは認められません。以上です。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

<p>7 番議員</p>	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第 3 号、東洋町個人情報保護条例及び東洋町情報公開条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数(賛成 7 反対 1)であります。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 3、議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が 1 件ありました。</p> <p>田島議員には、すでにお伝えしていますが、通告のあった質疑のうち、②は、議案に対する質疑とは認められません。よって、そのほかの質疑のみ認めます。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議案第 4 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する件について、1 件お聞きいたします。扶養手当の規定内容を問うという質疑でございます。</p> <p>この問題はですね、改正については国の政策であり、答弁は</p>
--------------	--

	<p>なかなか町の職員さんとしては難しいと思いますが、あまりにも優遇されているので、一言苦情を含めた質疑をちょっとさせていただきたいと思います。</p> <p>妻の社会活動を奨励するために、手当を月3千円減らして、その後30年度から6500円にすると思いますが、その代わりに子ども手当が6500円から8千円に上がり、さらに30年度からは1万円に上がると、こうなっておりますね。</p> <p>子ども手当を増額しなければ、職員給与ではやっていけないのでしょうか。国のいうことだからこれは仕方ないとしても、妻の扶養手当を減らして妻を外で働かせるのが改正の目的なら、子どもの扶養手当の増額は矛盾するのではないかと、1点だけお聞きしたいと思います。考えといたしますか、そちらの考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>おはようございます。</p> <p>それでは、田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>子ども手当を増額しなければ、職員給与ではやっていけないのか、また、増額は矛盾するのではないかと、このことにつきましては、この扶養している子どもの扶養手当の増額理由につきましては、近年子どもにかかる費用の負担が大きくなっていること、及び少子化対策に対応したものとして増額されたものでございます。民間企業ではこのような取組みが進められている</p>

ということもございます。

また一方、配偶者手当でございますが、配偶者手当につきましては、この配偶者手当の存在が、結果的に女性の活躍推進を阻害している面が否めないという考えがございます。この考えとはどういうことかと申しますと、まず、税制のうえにおいての配偶者控除なんですけれども、配偶者控除に係る収入制限がございまして、配偶者の収入が103万円を超えますと、配偶者控除が受けられなくなることで、これを簡単に申しますと、103万円の壁と国の方では言っております。また、その収入が130万円以内に抑制しないと社会保険料がその配偶者にかかってくるということでございます。これを130万円の壁と言っております。

これによってですね、配偶者の就労を抑制しているのではないかとこの考えがございます。さらに、これらの理由と同時に民間企業においては、扶養手当の見直しを行う場合には、人件費総額を減らすための手段ではないということを前提に、必要な見直しが行われていることから踏まえ、あまり扶養手当総額を減少させないということを考慮した結果、今回の改正は総合的にこのような改正となった次第でございます。

矛盾しているという明確な答弁ではございませんが、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

議長

<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>答弁はいらないといえますか、今、総務課長からそういう説明がございました。</p> <p>しかしながらですね、東洋町においては、その働く場がないんですよね。そういう場を作るということに今後町は力をいれてもらいたいということを指摘して終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>ほかに討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第 4 号、一般職の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。</p> <p>原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数(賛成 7 反対 1)であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 4、議案第 5 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p>

の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第5、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部

を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第5号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありました。

田島議員には、すでにお伝えしていますが、通告のあった質疑のうち、漢数字1のアラビア数字の2から4は、議案に対する質疑とは認められません。よって、そのほかの質疑のみ認めます。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

局長、全部で3問でしたね、いける分は。

徴税費57万5千円の不要計上の理由を聞くということで、まず1つお聞きしたいと思います。

安芸広域租税債権管理機構の運営システムを問うということでございます。

債権機構への手数料負担金額は、1390万円の予算に対して57万円の不用額がでております。そして、最終1333万円が確定されておりますが、この負担金はその年度の取り立て想定額で決めるのか、あるいは、件数で決めるのか、あるいは、またその結果、出来高結果で決めるのか、負担額の決定仕組みをお聞き

<p>議長</p>	<p>したいと思います。1点目です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>この、安芸租税債権管理機構の負担金は、当初予算で1216万円を計上いたしておりましたが、機構の決算見込みが出ましたので、今回57万5千円を減額する予算を計上しております。この減額予算で本町の平成28年度の租税債権管理機構の負担金は、1158万5千円となります。</p> <p>このご質問の負担金の積算根拠、運営システムですが、安芸租税債権管理機構の職員さんの人件費、局長、管理官、市町村派遣職員を含めた6名分の人件費と滞納整理に係る事務経費に対して機構への移管件数、安芸地域内で約300件ということで、300件で件数割で積算をしております。</p> <p>本年度の本町の機構への滞納移管案件は、80件ありまして、当初予算の段階では1件あたりの単価を15万2千円で積算し、80件ということで1216万円を計上いたしておりました。今回、租税債権管理機構の平成28年度の人件費、また事務経費の決算見込みが出ましたので、負担金の精算を行い、1件あたりの単価が14万4810円となりまして、今回57万5千円を減額する補正をいたしております。</p> <p>今後、平成29年度以降の租税債権管理機構の負担金については、前年度の実績割を含めた積算をすることとなっております。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>歳入、歳出の金額が違っております。</p> <p>私は今、ここで上げた金額というのは、この議会当初にいただいた表から積算いたしましたので、もう一度、再度検討をお願いしておきます。</p> <p>再問ということでちょっとお聞きいたしますが、57万円減額、削減しましたね。それは、今削減の経過をお聞きしました。</p> <p>1つだけお聞きいたしますが、町4税といいますか、町民税、固定資産税、自動車税、国保税の各滞納額はいくらあって、それよりいくら今回28年度徴収できたのかお知らせ願いたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>安岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(安岡 良仁税務課長)</p> <p>ちょっと税目ごとのですね、金額については、この質問とは関係ないのでお答えできませんが、ちなみにですね、県内の機構設置の初年度の徴収率でございますが、県内に機構が4つございます。</p> <p>平成16年度に設置された高幡租税債権管理機構が、初年度の</p>

	<p>設置が46.2パーセント、幡多租税債権管理機構が33.4パーセント、南国租税債権管理機構が37.4パーセントでございます。昨年度設置をされました安芸租税債権管理機構の徴収率は、見込みで49パーセントを見込んでおります。</p> <p>ということで、県内で設置された機構の中では最も高い徴収率となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>全然関係のないことではありません。</p> <p>これ、結果的にお聞きしたいと思いますが、この徴収未収額については、今後、どのような徴収をされますか、お聞きしたいと思います。</p> <p>(自席より、議長と発言あり。)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>はい、1番福島君。</p> <p>(自席より、質問の主旨と再問が離れていると思うと発言あり。)</p> <p>はい、そのとおりでございます。</p> <p>田島議員、今の質問に答えるわけにはいきません。次に入ってください。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p>

<p>7 番議員</p>	<p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>(自席より、待ってくれ、通告してあると発言あり。)</p> <p>だめですよ、何で質疑に手を挙げないんですか。</p> <p>(自席より、他のことを考えていたと発言あり。)</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目の質疑をさせていただきます。</p> <p>監査委員報酬の補正を問うということで、1点お聞きしたいと思います。</p> <p>今回、10回分13万8千円を追加して、総額99万円になりましたね。年度末での追加について、説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>この報酬の追加分につきましては、県の役員に選任されたことによる監査委員の出務報酬及び住民監査請求がありましたので、その分の出務報酬、それと法律に基づく財務監査の出務に対する増額となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p>

7 番議員	<p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>年度末も残りがあと 20 日切れておりますけれども、この今の時点でですね、総務課長が言われたような業務をされるということでしょうかね。</p> <p>現在、東洋町の監査では、どのようなところまで監査しているのかちょっと分かりませんが、今回の議会にも例月出納検査の結果報告がされております。</p> <p>これについてはお聞きしていますが、こういう監査以外に今東洋町の監査委員会はどのような監査をしているか、その 1 点だけお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ちょっと待ってくださいよ。あなたの通告書から関係ないところへ行ってますよ。</p> <p>(自席より、それなら質問を変えると発言あり。)</p> <p>認めませんよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この、今いう追加分がそういうことも兼ねて監査をされるんでしょうか。私の今言ったように、そういう例月出納検査とかいうそういう会計検査以外のもの遡及とといいますか、波及とといいますか、するかお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>

<p>総務課長</p>	<p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>例月出納検査はですね、毎月、12回と決まっておりますので当初で計上しておりますので、その分ではございません。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>3つ目、最後の質疑になります。</p> <p>老朽住宅の除却費用552万円の補正理由を聞くということで、お聞きしたいと思います。</p> <p>今回、5戸分552万円を追加しましたが、総額いくらになったのですか。この補正で28年度申請件数は全てクリアできたのでしょうか。28年度は何件申請があつて、何件除却したのか。今の時点で552万円の追加補正の内容についてお聞きしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>光本住民課長。</p>

住民課長	<p>(光本 孔士住民課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>平成27年度の除却に伴う予算総額は、1952万円となります。</p> <p>申請件数については、全部で16件で、そのうち除却をしたのが13件となります。この残った3件については、点数等により、対象外となっております。</p> <p>また、補正理由としましては、平成28年度予算としては、県に多少の余裕があるとのことでしたので、繰越予算として29年度分の申請にできるだけ対応できるようにというところがございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>課長、27年度言われましたかね。ちょっともし28年度、訂正があればお聞きしたいと思います。</p> <p>この緊急除却として3件別途除却したと言われましたが、この内容についてお聞かせ願いたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>光本住民課長。</p>
住民課長	<p>(光本 孔士住民課長)</p>

	<p>はい、すみません、まず27年度と言ったようですので、28年度が正しいです。</p> <p>それと、もう1つは内容という、まずですね、先ほど申しましたけれども、3件は点数が足らなかったということで対象外ということでしたけれども、そのうちですね、実際除却した13件のうちですね、通常の点数、老朽化のみで判定されたのが10件、あとですね、3件につきましては特措法の関係で点数とは別にですね、危険状態、状況をですね、立地条件による危険な状態で除却を進めていったものが3件ということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと私が聞きたかったのは、結局これは今度ですね、避難路に沿った空き家や倒壊の心配をされる老朽住宅があるのを除却が課題となると思います。</p> <p>これはもう、町としてもですね。本年度3戸分というのはですね、聞くところによりますと住民さんの方から本人の、所有者からの申請でなくて住民さんの方から、危ないから撤去してもらえないかということが町の方にお問い合わせがあったというようなことを聞いてましたもので、その確認のためにお聞きしたんですが、今後ですね、こういう住民さんの申請があるもの、あるいはまた、それがなくても町が主導して独自でそういうことをするというようなことは、この補助事業のなかで組込みができるんで</p>

<p>議長</p>	<p>しょうか。</p> <p>それ1点だけお聞きしたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>光本住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(光本 孔士住民課長)</p> <p>お答えをいたしたいと思います。</p> <p>住民からというか、単純にそれだけではないですけども、本来、申請があったものについては当然、点数によって決定をしていくわけですけども、これにつきましても、勝手に取壊すということはしませんので、所有者の方と連絡を取り合うとか、当然そういうことはやっております。</p> <p>そういうことも含めまして、全額点数だけで処理されるもの以外にですね、余裕を持って対応してっております。ですから、危険な状態である、あるいは避難とかそういう意味での話がありましたら、実際に現地も確認しながら対応は個別に進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対者の討論はありませんか。</p>

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第7号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第5号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7 反対1)であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、平成28年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

<p>7 番議員</p>	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第 8 号、平成 2 8 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 8、議案第 9 号、平成 2 8 年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第 2 号を定めることについての件を議題とします。</p> <p>これより、質疑を行います。</p> <p>質疑の通告が 1 件ありました。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>下水道特別会計、補正第 2 号について、2 点質疑させていただきます。</p> <p>1 つ目でございます。未普及解消アクションプランの実施計画ということでお聞きしたいと思います。</p> <p>1 つ目の、未普及改修計画は、いつ実行するのかということでございますが、未普及解消アクションプランの策定事業は、6 0 0 万円予算を組んで、今回 9 2 万 4 千円が減額補正されております。</p>
--------------	--

<p>議長</p>	<p>すが、この事業は終了したのか、また終了したのであればどうい う計画ができたのか、まずご報告をお願いしたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。</p> <p>28年度に実施しました、未普及アクション策定事業について なんですが、今回の未普及アクションプラン策定事業ですが、内 容としましては、ここでの未普及解消プランといいますのは、ま だ公共下水道を整備していない地区を今後、経済比較や時間的要 素、現状の生活排水処理施設等を考慮してどのように解消してい くかという内容になります。</p> <p>詳しく事業内容を説明しますと、野根地区、生見地区を今後ど のような生活排水処理で推進していくかの方針を決めたり、現 在、集合処理をしている甲浦処理区でも、まだ未整備地区、甲浦 駅周辺になりますが、ここを中長期的な整備計画としてどのよう に整備していくかの方針を決定する事業になります。</p> <p>それと、92万の減額については、入札減に伴い組換えをする ものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>簡単に再問させてもらいます。</p> <p>今、入札減ということでしたが、どこへ発注されたものか、それを1点お聞きしたいと思います。</p> <p>それから、発注したところが、これからアクションプランを練っていくんですが、その企業といいますか、会社が今後の東洋町のことについて、会社だけがそのプランを練るんでしょうか。それに町はどのように関わっていくのか、もう1点お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員、再問は一問一答方式です。</p> <p>簡明にやってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>じゃあ、最初の1つ目だけお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p> <p>質疑にお答えしますと言ってください。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>質疑にお答えします。</p> <p>業者は、日本水工株式会社の方に委託をしております。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>残りは1問しかありませんので、固めてお聞きしたいと思いますが、その審議といたしますか、諮問といたしますか、して、そこでどのような内容の諮問をされるのか、それだけ1点お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長補佐	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。</p> <p>内容についてはですね、機械設備、これについて現在、経年劣化しているものとか修繕が必要なもの、これについて中長期的な計画を立てて修繕をしていく計画を立てる事業となっています。</p> <p>今回、この計画に関しては、町の職員、それと業者、県の職員とで入って協議をしております。</p> <p>(自席より、未普及ということになるが、その解消はと発言あり)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>自席とのやりとりはだめですよ。もう終わってください。</p> <p>(自席より、未普及解消の計画について聞いていると発言あり。)</p>

あなたはどんどん逸れていってますよ。3回やったやないですか。

(自席より、答弁漏れだと発言あり。)

あなたはいつもそういうことばかり言っているが、良いんですか、本当に、毎回毎回。

毎回毎回ね、通告書を見たら修正箇所ばかりで、本当に改善する気持ちがあるんですか。それはおかしいですよ。毎回じゃないですか。

(自席より、毎回ですよと発言あり。)

議会をどのように思っているんですか。勘違いしてるんじゃないですか。

(自席より、勘違いしていないと発言あり。)

個人の意見ばかり、黙ってください。

(自席より、退場させるかと発言あり。)

退場以前に発言禁止にしますよ。

他に質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>これより、議案第9号、平成28年度東洋町下水道事業特別会計補正予算第2号を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数（賛成7 反対1）であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第9、議案第10号、平成29年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>福島予算審査特別委員長。</p> <p>（福島予算審査特別委員長）</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町一般会計予算について審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>まず、歳入から報告します。</p> <p>たばこ税780万円の徴収方法については、たばこ1000本につき5262円を徴収することになっている、などの質疑、答弁がありました。</p> <p>続いて、歳出について報告します。</p>
------------------	---

まず、総務費では、イルミネーションイベント委託料200万円については、白浜駐車場、キャンプ場、海の駅へイルミネーションを装飾し、閑散期の観光イベントを計画している、などの質疑、答弁がありました。

次に、民生費では、在宅介護手当については、20名分を計上し、1カ月当たり4万円を交付している、などの質疑、答弁がありました。

次に、衛生費では、野根川清流保全協議会補助金60万円については、桜まつりや野根川の清掃費用を補助している、などの質疑、答弁がありました。

次に、農林水産費では、漁業者担い手育成事業補助金については、マグロ漁と水産加工品等を取扱う業種に就業した漁業者へ、月15万円、指導者へ月10万円、使用する船舶の経費等月15万円を補助する、などの質疑、答弁がありました。

次に、商工費については、レスキューボード購入費36万3千円については、白浜海水浴場へ2台配置する、などの質疑、答弁がありました。

次に、土木費については、港久保橋橋梁補修耐震補強工事3700万円については、かなり老朽化が進んでいるが、補強することで耐震化できる、などの質疑、答弁がありました。

次に、消防費については、地域防災センター整備工事2億5000万円については、役場敷地内へ、津波新想定に対応した鉄筋コンクリート造り3階建てを計画している、などの質疑、答弁がありました。

最後に、教育費については、町史作成委託料525万6千円については、平成30年度に完成する予定である、などの質疑、

<p>議長</p>	<p>答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成、西岡、小野、武山、小松、高嶋、平山委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>2番、平山照生君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(平山 照生議員)</p> <p>対前年度比11.8パーセント増の30億7600万円の平成29年度一般会計当初予算案について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。</p> <p>まず、町税についてですが、町税務課へ任期付き臨時職員を採用し、また、職員1名を派遣している安芸広域租税債権管理</p>

機構とのタイアップで、これまでの課題であった町税の収納率の向上、滞納整理に積極的に取り組む姿勢が予算に反映されています。

次に、本町のまち・ひと・しごと総合戦略に基づく地方創生関連予算について、出産奨励金、高齢者生活支援臨時給付金、在宅介護手当、中学校までの医療費無償化、児童、生徒、学生等入学支援金、学校給食費の80パーセント補助など、厳しい財政の中でも、子育て世帯への支援、また、高齢者への支援を取入れており、福祉関連予算と連動して十分に配慮された予算配分となっています。

次に、地域振興関連予算について、線路も道路も走ることのできるDMV導入についての予算が計上されており、四国東南部の新たな地域振興策として、また、観光振興へとつながる新たな取り組みへの予算として期待しております。このほかにも、オリンピックで正式種目とされたサーフィン振興、また、本町の魅力を新聞紙面で大きく取上げられるふれあい高新開催を招致する予算も計上され、本町の知名度アップが期待できる予算配分となっている。

次に、観光振興関連予算について、スマートフォンやタブレットが普及され、観光情報の戦略化を図るための通信手段としたWi-Fi整備、また、本町の閑散期に対応するためのイルミネーション事業など通年型の観光地への取り組みが期待できます。

最後に、これまで取組めていなかった東洋町史の発行に関する予算が計上されており、東洋町の歴史を後世へ残すために必要不可欠な事業である。

<p>議長</p>	<p>以上、平成29年度予算は、限られた予算、また、限られた職員の中で、町政浮上を目指す意気込みを高く評価し、本予算案の賛成討論とさせていただきます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次に、反対者の討論はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>やめておこうと思ったんですが、今の賛成討論をみて、また挑戦の気が出てきました。</p> <p>よく考えてみてください、皆さん。防災センターが今回できることになりましたね。浸水域に防災センターを2億4千万以上かけて造ると、あるいは一方ですね、避難所がないんですよ、東洋町にはですね。甲浦地区には。避難所がないのに、今言う甲浦小学校の体育館は5メートル浸水するということが分かっているながら、そこへ避難すると、こういうおかしな計画があります。</p> <p>それからまた、避難場所への倉庫もまだ29箇所、今年1箇所いけたら27になりますが、まだそれだけ残っているんです。一番大事な倉庫もまだ手を付けられていないんです。</p> <p>それから、住民生活をアップさせるためには一番大事なことは所得の向上です。そのためには、働く場がなければいけない。そういうことにまったく手が打たれていない。</p> <p>それから農林漁業、商業それらのものについても、この新しい29年度の予算の中には、目に見えたそういう対策が出てお</p>

	<p>りません。</p> <p>こういうそのですね、本当に弱者といたしますか、住民さんの今の困窮している、あるいはまた東洋町はどんどんこういうように人口が減って寂れていっている、それに対する手立てができていない。こういう予算には絶対に賛成できません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>8番、西岡尚宏君。</p>
8番議員	<p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>平成29年度一般会計当初予算案について、賛成討論をさせていただきます。</p> <p>まず、ふるさと納税返礼品の5300万円は、昨年度に引き続き積極的に取組む姿勢が予算に反映されており、これだけの寄付金が地元へ還元されることを考えれば、大きな地域活性化対策と思います。</p> <p>次に、農業、漁業、林業の一次産業の振興については、今後も厳しい状況が続くと思いますが、新規の方、あるいは担い手の方に対する支援策、また、今年度も引き続き東洋町地域活性化プラン支援事業と商工持続発展支援事業がともに予算化されており、地域での活躍を目指す方々の支援策として期待しております。また、平成29年度には、町単独事業として、新たに一次産業に対する支援策を導入されることにも期待しております。</p>

次に、南海地震対策として予算が計上されていますが、まず、ソフト事業として、災害時要援護者支援プランの作成や避難所運営マニュアルの予算については、南海地震だけにとらわれず、日常に起こる風水害対策にも必要不可欠な事業であり備えでもあります。

次に、ハード事業についてですが、先ほど反対討論でも意見が出ましたが、地域防災センターを役場敷地内に建設する事業については、本町の津波想定からして、災害対策本部となる本庁舎が使用できなくなった場合には、熊本地震を教訓に本町の災害対応、また、防災対策の拠点として必要不可欠であります。建設場所についても、津波の威力に対応し浸水しない構造であること、高台へ建設することが良いとは思いますが、高台へ建設した場合の日常の管理や役場庁舎の機能との関連性、平日に災害が起こった場合の対応を考えた場合に、果たしてそれが適当なのかが疑問であり、現時点では、役場敷地内への建設がベストと思います。

以上、平成29年度予算は、産業振興や防災対策が十二分に予算配分されており、新たな年の取組みを期待して賛成討論といたします。

議員諸氏の賛同をお願いいたします。

(今宮 裕明議長)

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

議長

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第10号、平成29年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数(賛成7 反対1)であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議案第11号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>福島予算審査特別委員長。</p> <p>(福島 登 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>質疑の主な内容を報告いたします。</p>
------------------	--

議長	<p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>弁護士委託料30万円については、滞納整理のため裁判所を通じて強制執行するための委託料である、などの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成、西岡、小野、武山、小松、高畠、平山委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員長の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>他に討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p>
----	--

これより議案第11号、平成29年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数（賛成7 反対1）であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。

福島予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

（福島予算審査特別委員長）

予算審査特別委員会より報告いたします。

3月8日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告いたします。

なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。

国保保健指導事業委託料399万6千円については、委託する民間の栄養士や保健師から町民へ直接連絡し、受診勧奨等を

議長	<p>行っている、などの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成、西岡、小野、武山、小松、高嶋、平山委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>他に討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第12号、平成29年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。</p>
----	---

<p>予算審査特別委員長</p> <p>議長</p>	<p>予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数（賛成 7 反対 1）であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 2、議案第 1 3 号、平成 2 9 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>福島予算審査特別委員長。</p> <p>（福島 登 予算審査特別委員長）</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3 月 8 日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成 2 9 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>後期高齢者医療の対象者は、1 月末現在で 6 8 2 名であるとの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p> <p>（今宮 裕明議長）</p>
----------------------------	--

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号、平成29年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>日程第13、議案第14号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>福島予算審査特別委員長。</p> <p>(福島 登 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町介護保険事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告いたします。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>コーディネーター、ケアマネ嘱託員賃金216万円については、国の制度で生活支援相談事業として、コーディネーターを配置して福祉全般を支援している、などの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7 反対1)であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号、平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>福島予算審査特別委員長。</p> <p>(福島 登 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。3月8日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>ホームヘルプサービス事務収入630万円については、前年度比減となっているのは、委託している社協スタッフと利用者の減によるものである、質疑・答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、議案第14号、平成29年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。</p>

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数（賛成 7 反対 1）であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 4、議案第 1 5 号、平成 2 9 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>福島予算審査特別委員長。</p> <p>（福島 登 予算審査特別委員長）</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3 月 8 日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成 2 9 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について審査を行いました。</p> <p>ホームヘルプサービス事務収入 6 3 0 万円については、前年度比減となっているのは、委託している社協スタッフと利用者の減によるものであるとの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
------------------	---

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第15号、平成29年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

	<p>日程第15、議案第16号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>福島予算審査特別委員長。</p>
<p>予算審査特別委員長</p>	<p>(福島 登 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町下水道事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告いたします。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>水処理施設等改修工事2100万円については、長寿命化計画で、改修が必要な浄化センター機器類の改築であるなどの質疑、答弁がございました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。</p>

これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第16号、平成29年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>福島予算審査特別委員長。</p> <p>(福島 登 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。</p> <p>なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。</p> <p>耐震管路整備事業3031万円については、主に、野根地区旧国道の水道管の耐震化工事を行うとの質疑、答弁がありました。</p> <p>慎重に審査した結果、本案については賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>反対者の討論はありませんか。</p>

<p>予算審査特別委員長</p>	<p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>賛成者の討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>他に討論はありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第17号、平成29年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。</p> <p>本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第17、議案第18号、平成29年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。</p> <p>本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。</p> <p>福島予算審査特別委員長。</p> <p>(福島 登 予算審査特別委員長)</p> <p>予算審査特別委員会より報告いたします。</p> <p>3月8日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成</p>
------------------	---

29年度東洋町観光施設事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。

なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。

海の駅臨時職員賃金1860万2千円については、11名の臨時職員を雇用しているなどの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、西岡、小野、武山、小松、高畠、平山委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

反対者の討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫議員)

29年度の観光協会特別会計について、反対討論させていただきます。

議長

7番議員

特別委員会でも私は反対しましたが、2点についてだけ上げて討論の理由とさせていただきます。

1つ目はですね、観光協会に今回ですね、459万3千円が補助金として計上されておりますが、まだこの会自体がですね、どのような組織になってというか、その会の運営といいますか統制というかそういうことがまだかっちりと把握できておりません。

それから、459万についてかっちりとした計画書はまだ上がっていないんですよね。大体の計画は聞いておりますが、全体的なやはり事業計画を聞かなければ中々これは賛成できない、そういうことでもう少し時間を欲しいと思います。

以上、反対討論の理由とさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

反対者の討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

他に討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第18号、平成29年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は、原案を可とするものでありま

す。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数（賛成 7 反対 1）であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩にしたいと思います。再開は 10 時 35 分をお願いします。

（休憩時間：10 時 20 分）

（再開時間：10 時 35 分）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 18、発議第 3 号、東洋町議会基本条例を定めることについての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、武山裕一君。

（武山 裕一議員）

それでは、発議第 3 号、東洋町議会基本条例の制定について、本議案を別案のとおり議会会議規則第 14 条の規定により議会に提出する。本日提出であります。

提出者は私、武山裕一です。賛成者は、小松熙議員、小野正路議員、平山照生議員、西岡尚宏議員、福島登議員、高畠俊彦議員、田島毅三夫議員の各議員であります。

5 番議員

今回、制定しようとする議会基本条例は、町議会と町議会議員の活動や町議会の運営に関する基本的事項を定め、それに沿って町議会が活動し、その役割や責務を果たすことにより最終的に町全体の発展等を目指すことを目的としており、住民福祉の向上と本町の発展に寄与することである旨を決議しています。

条例を朗読して提出理由とさせていただきますので、お手元の資料をご参照ください。

東洋町議会基本条例案、序章。

地方分権時代を迎え、自治体の自己決定と自己責任の範囲が拡大し、二元代表制の一翼を担う、われわれ地方議会の役割もますます重要なものとなってきている。

議会は、町民の代表機関として、町が行う立案、決定、執行、評価における論点及び争点を明確にし、広く町民に情報発信する責務を有している。

このため東洋町議会は、その役割と責務を果たすべく、本条例を制定し、これを遵守、実践し、合議制の機関として議会のもてる機能を十分駆使し、住民の福祉向上と豊かなまちづくり実現のために、不断の努力を惜しまないものとする。

第1章、総則、目的。

第1条、この条例は、地方分権と地方自治の新時代にふさわしく、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のため、議会運営の基本事項を定めることによって、開かれた町政と町民参加を基本にしたまちづくりによる永続的で豊かな東洋町の実現に寄与することを目的とする。

第2章、議会議員および議員の活動原則。

第2条、議会の活動原則、議会は、議員の合議制の機関である。

2項、議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正で公平性、透明性、信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指して活動しなければならない。

3項、議会は、前項の活動に当たっては、町民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、町民参加と協働を機軸にした議会運営に努めなければならない。

4項、議会は、議員の出務状況を公表することができる。

第3条、議員の活動原則。

議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじなければならない。

2項、議員は、町政全般について、その課題並びに町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自己の品格と能力を高める不断の研さんによって町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3項、議員は、一部団体及び地域代表にとらわれず、町民全体の福祉向上を目指して活動しなければならない。

4項、議員は、特別の事情がない限り、議員活動及び委員会活動へ参加しなければならない。

5項、議員の発言は、事実に基づかなければならない。

6項、議員は、町民に正確な情報を提供しなければならない。

第3章。町民と議会の関係。

第4条、町民参加及び町民との連携。

議会は議会の活動に関する情報公開の徹底を図るとともに、

町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2項、議員は、町民の代表としてその声を町政に反映させる責務を負い、日々町民の要望や意見を聞くよう努める。

第5条、町民との意見交換。

議会は、適宜町民、団体等との意見交換を行い、その対応及び結果を町民に届けるよう努める。

第4章、町長等と議会及び議員の関係。

第6条、本議会における議会と町長等との議案質疑及び一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にする。

2項、議案質疑及び一般質問は、一問一答方式で行う。

3項、議長から本議会及び委員会への出席を要請された町長等は、議員の質疑及び質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

第7条、政策等の形成過程の説明。

議会は、町長が提案する重要な政策等について、議会審議にあたり論点を明確にするため、政策形成過程を明らかにした資料等の提出を求めるものとする。

第8条、予算、決算における政策説明資料の形成。

議会は、予算及び決算の審議に当たり、前条の規定に準じ、町長に対し、分かりやすい説明資料を求めるものとする。

第9条、議決事項の追加。

地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。

(1) 町総合計画の策定に関すること。

第5章、自由で活発な議論の議会。

第10条、議会の合意形成。

議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長及び委員長は、本議会、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案及び町長提出議案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。

2項、議員は、前項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出に努めなければならない。

第11条、委員会等の適切な運営。

委員会の運営は、別に条例で定める。

2項、議会は、社会情勢、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の適切な運営により機動力を高めなければならない。

3項、委員会は、その目的を達成するための独立した機関であることを保障する。

4項、議会は、委員会のほか、議会運営調整及び議会の諸課題、町長等の政策課題の審査に迅速に対応する議員全員協議会で議会運営の充実に努めなければならない。

5項、議員全員で審査することが適当と思われる事案は、特別委員会を設置し、これに付託し審査することができる。

第4章、議会及び議員の体制整備。

第12条、議会事務局の体制整備。

議会事務局の体制は別に条例で定める。

2項、議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能を

強化するよう努めるものとする。

第13条、議員研修の充実。

議会は、議員の政策形成力及び立案力の向上等を図るため、議員研修等の充実に努める。

2項、議員は、議員研修等へ積極的に参加するよう努めなければならない。

第14条、議会広報の充実。

議会広報の発行は、別に条例で定める。

2項、議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するよう努める。

3項、議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう、広報活動に努める。

4項、議会は、議会広報を定例会後、速やかに発行する。

第7章、議員の身分・待遇、政治倫理

第15条、議員定数。

議員定数は、別に条例で定める。

2項、議員定数の改正に当たっては、議会本来の機能充実のため、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望、二元代表制の役割等を考慮して決定するものとする。

第16条、議員報酬。

議員報酬は、別に条例で定める。

2項、議員報酬は、議会機能の充実を図るための議員活動に対して支払われる対価であることを重んじなくてはならない。

3項、議員報酬の改正に当たっては、議会本来の機能充実の

ため、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望、二元代表制の役割等を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民等の意見を広く聴取するよう努めるものとする。

第17条、議員の政治倫理。議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第8章、最高規範性及び見直し手続き。

第18条、最高規範性。この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

第19条、議会及び議員の責務。議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程、申し合わせ事項等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

第20条、見直し手続き。

議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2項、議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例に規定する制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3項、この条例を改廃する場合は、出席議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上の内容となります。ご審議、よろしく申し上げます。

<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。</p> <p>本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、議案第3号、東洋町議会基本条例を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数(賛成7 反対1)であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第19、発議第4号、東洋町議会議員政治倫理条例を定めることについての件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>1番、福島登君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>発議第4号、東洋町議会議員政治倫理条例の制定について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。</p> <p>提出者は私、福島登。賛成者は、西岡尚宏、武山裕一、小松熙、小野正路、平山照生、高畠俊彦の各議員であります。</p>

今回、制定しようとする東洋町議会議員政治倫理条例は、東洋町議会基本条例第17条に規定する議員の政治倫理の確立に関する基本事項を定めることにより、議員が町民の厳粛な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため町民の疑惑を招くことのないよう清浄かつ誠実に職務を遂行し、町民に信頼され公正で健全かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的として制定するものであります。

条例を朗読して、提出理由とさせていただきますので、お手元の資料をご参照ください。

東洋町議会議員政治倫理条例案。

第1条、目的。

この条例は、東洋町議会基本条例第17条に規定する東洋町議会議員の政治倫理の確立に関する基本事項を定めることにより、議員は倫理観をもって行動し、議会は町民の信託に応えて、清浄で公正に開かれた健全かつ民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

第2条、議員の責務及び町長等の協力。

議員は、町民全体の奉仕者及び公共の福祉向上を目指す者として、町民の信頼に値する倫理的義務を自覚し、責務を遂行しなければならない。

2項、町長等は、町民全体の代表者として、町政にかかわる自らの役割と責務を自覚し、本条例の趣旨を十分尊重し、議員倫理の確立に協力しなければならない。

第3条、政治倫理基準。

議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

1号、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付を

してはならず、議員の後援団体についても同様とすること。

2号、町民の代表者として、その品位を損なうような一切の行為を慎み、その職責を果たし又その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

3号、町民の代表者としての自覚をもち、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を不正に利用したと疑わせるような金品を授受しないこと。

4号、町が出資している法人又は補助金を交付している団体の工事請負、業務委託、物品納入、資材購入その他の取引に関して、特定の業者の推薦や紹介をするなど、有利な取り計らいをしないこと。

5号、町職員の採用、昇進、人事異動等に関し特定のものの推薦、紹介、その他地位を利用した影響力を行使しないこと。

6号、町の人事案件に関する個人と接触しないこと。

7号、町職員や行政委員の公正な職務執行を妨げるような不正な働きかけをしないこと。ただし、公式若しくは公開の場になされたもの又は書面によりなされたものは除く。

8号、事実に基づかない発言と情報提供はしないこと。

9号、常に町民全体の奉仕者及び福祉向上を目指す者として行動するものとし、その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

10号、地方自治法第92条の2の規定の趣旨に反する行為をしないこと。

2項、前項第7号に規定する働きかけとは、町職員や行政委員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにするために、要望、提案、苦情等を伝え、又はあつせん行為を行

うことで、町職員や行政委員の中止の求めにもかかわらず、長時間、繰り返し又は威圧的な言動を伴ってされたものをいう。

4条、政治倫理審査の請求。

議員は、政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の8分の1以上の議員の連署をもって、その代表者から議長に対し、審査を請求することができる。

2項、前項の規定による議員による審査請求の代表者は、審査請求書に政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。

3項、前項の規定による審査請求書には、議員による審査請求の代表者名を自署し、請求年月日、議長名、第3条第1項に規定する政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類等がある場合はそれを添えて提出しなければならない。

4項、議長は、前項による審査の請求があったときは、要件審査を行い、これに不備があった場合は議員による審査請求の代表者に補正させることができる。

第5条、政治倫理審査会の設置。

議長は、前条の規定による有効な審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に東洋町議会議員政治倫理審査会を設置する。

第6条、政治倫理審査会の組織。

審査会は、議長及び審査対象議員を除く全議員で組織する。

2項、委員は、議長が委嘱する。

3項、委員の任期は、第12条第1項に規定する議長への報告が終了するまでとする。ただし、議員である委員は、その職を失ったときは、その任期を終了したものとする。

4 項、審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 項、会長は、審査会を代表し、議事その他会務を総理する。

6 項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 7 条、政治倫理審査会の会議。

審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。

2 項、査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 項、審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準の違非の存否について調査を行う。

4 項、審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 項、前項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員につき、政治倫理基準に反し、政治的又は道義的に重大な責任があると認める場合で、政治倫理基準を遵守させるための警告、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛の勧告、その他の勧告を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数によりこれを決定しなければならない。

第 8 条、守秘義務等。

審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

2、審査会の委員は、その職務を政治的な目的のために利用してはならない。

3、審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

第9条、政治倫理審査会による意見聴取等。

審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査対象議員、議員による審査請求の代表者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

2項、審査会は、審査に必要があると認めるときは、議長の許可を得て学識経験を有する者へ意見を求めることができる。

10条、政治倫理審査対象議員の協力義務。

審査対象議員は、審査会から会議への出席又は調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならない。

2項、議長は、審査対象議員が審査会の調査に協力しないとき、又は審査会に対し虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

第11条、弁明の機会の付与。

審査対象議員は、審査会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。

第12条、議長への報告等。

審査会は、審査の結果について議長に報告するものとする。

2項 審査会は、審査対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

第13条、政治倫理審査の結果の通知及び公表。

議長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、議員による審査請求の代表者及び審査対象議員に対し審査の結果を通知するものとする。

議長	<p>第14条、議会の措置及び公表。</p> <p>議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、審査対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会に諮って必要と認める措置を講ずるものとする。</p> <p>2項、議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。</p> <p>第15条、委任。</p> <p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>附則。この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>以上の内容となります。ご審議、よろしくお願いします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。</p> <p>本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、発議第4号、東洋町議会議員政治倫理条例を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数(賛成7 反対1)であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり、可決されました。</p>
----	--

<p>8 番議員</p>	<p>日程 20、発議第 5 号、東洋町議会広報の発行に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>8 番、西岡尚宏君。</p> <p>(西岡 尚宏議員)</p> <p>発議第 5 号、東洋町議会広報の発行に関する条例の一部を改正することについて、本議案を別案のとおり、議会会議規則第 14 条の規定により議会に提出する。本日提出であります。</p> <p>提出者は私、西岡尚宏。賛成者は、福島登、武山裕一、小松熙、小野正路、平山照生、高島俊彦の各議員であります。</p> <p>提出理由を、説明したいと思います。</p> <p>これまで、議会だよりの編集にあたっては、本条例第 2 条に規定される別記様式の東洋町議会広報編集要領と、議会広報編集委員会の申し合わせ事項の中で行っておりましたが、基本的な事項を定めたに過ぎない内容でありました。</p> <p>審議を重ねた結果、広報編集委員と議員の役割を明確にし、議会だよりの編集及び発行の基本となる、新たな議会広報編集要領を、別途、制定するべきとの結論に至りましたので、今回、東洋町議会広報の発行に関する条例の一部を改正するものであります。</p> <p>お手元の資料を、ご参照ください。</p> <p>東洋町議会広報の発行に関する条例、第 2 条の中の別記様式の要領、東洋町議会広報編集要領を、別に定める東洋町議会広報編集要領に改め、別記様式第 2 条関係、東洋町議会広報編集要領を削るものであります。</p>
--------------	--

議長	<p>この条例は、公布の日から、効力を生ずることとしております。</p> <p>なお、新たに定める東洋町議会広報編集要領案も添付しております。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。以上で、説明を終わります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。</p> <p>本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(自席より、なしと発言あり。)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>これより、発議第5号、東洋町議会広報の発行に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数(賛成7 反対1)であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第21、発議第6号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>5番、武山裕一君。</p>
5番議員	(武山 裕一議員)

発議第6号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。

提出者は私、武山裕一であります。賛成者は、福島登議員、高島俊彦議員、今宮裕明議員、小野正路議員の各議員であります。

本件は、平成28年第4回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託され、継続審査としたものであります。

3月3日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。

趣旨説明いたします。

子ども、子育て支援新制度は、すべての子ども、子育て家庭を対象に、安心できる保育の質、量の拡充を目的としている。

そのためには、保育施設等の整備及び運営の基準を改善すること、保育士の処遇改善と配置基準の改善による増員、保護者負担の軽減などを進める必要がある。

国会ならびに政府におかれましては、子どもの安全の確保と、保育の質、量の拡充のため、保育予算の大幅増額と、安定した財源の確保を要望し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。

なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、趣旨説明を終わります。

(今宮 裕明議長)

議長

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第6号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第22、閉会中の継続審査、調査の申出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査、調査の申出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申出により、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第23、一般質問を行います。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、福島議員のご質問にお答えをいたします。

まず、導入目的につきましては、1つ目として阿佐東地域の活性化に貢献するというところでございます。

現在の阿佐海岸鉄道は、毎年赤字経営で、基金の取崩しを行っている状況は、議員皆さまもご存じのことと思います。このようなことを脱却するための手段として、DMVの導入が検討されました。このDMVが現在、運行している国、地域はなく、導入されますと世界初となるものでございます。このDMVを最大限活かすことにより、この阿佐東地域を活性化させ、観光振興と同時に経営改善を図ることを目的としております。

2つ目に、地域公共交通の維持、充実に貢献するというところでございます。DMVは燃費も良く、維持費削減の期待による経営改善、また、鉄道とバスのシームレス、これは途切れのないということでございますが、による公共交通の拡充に期待が持てるということでございます。このシームレスとは、例えば駅と医療、商業施設などへの乗り継ぎなしで利用できるということでございますが、これらは今後、さまざまな協議会での協議検討をしていくこととなっております。

次に、導入時期につきましては、平成32年度を目標としております。この年は、東京オリンピック、パラリンピックが開催されますので、宣伝効果、観光振興に大きく寄与できるのではないかとということと、また、これからの整備期間を考慮した結果、運行時期を平成32年度というふうに設定をした次第でございます。

以上でございます。

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p> <p>それでは、2つ目の質問として、DMV 導入によって、阿佐東地域、この地域ですね、どのような効果を東洋町として期待しているのかお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、福島議員にお答えいたします。</p> <p>どのような効果を期待しているのかにつきましては、先ほど申し上げました目的と同様でございます。本町としましても、この阿佐東地域活性化の貢献に最大限共有していく所存でございます。</p> <p>また、運行する前と運航後においてもですね、考えられる利用方法を模索し、本町といたしましても提案はして参りたいと思っております。</p> <p>以上でございます</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1 番、福島登君。</p>

1 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>先ほど総務課長からも地域活性化に導入を活かしたいというご答弁もございました。私からですね、あまり議員提案というのはよろしくないということもございますが、2つほど提案をさせていただいて、答弁を求めたいと思います。</p> <p>まずですね、一昨年からふるさと納税をやっております。DMVの体験乗車をですね、ふるさと納税の体験型返礼品としてですね、交流人口の拡大を図ってはどうかという1つ提案です。</p> <p>それとですね、利用ということでDMVで巡る阿佐東線ミニツアー体験を企画してはどうかという提案です。</p> <p>この提案ですね、ツアーの内容は、東部博で行った室戸市の体験企画と東洋町の体験企画、せっかくミニ体験企画が素晴らしいものがでておりますのでですね、これを企画して先ほど答弁にもありましたように、3年後の平成32年の運行ということですね、東京オリンピック、またパラリンピック DMV 世界一ということで外国人もこの地域も訪れると思います。受け皿を準備するのは早いほど良いと思いますが、そのあたりの考えをお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>福島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、ふるさと納税運行などの体験ということでございますが、これらは今後、検討いたしまして、できるものであるならば</p>

	<p>このテーブルに乗せたいとは思っております。</p> <p>また、次にミニツアーですけれども、今現在、協議会のなかでもある一定のイベントというのは出ております。まだ具体的には決まっておりますが、ある一定のイベント事業という内容は協議会のなかでは出ておりますので、またそこでも本町といたしましては、提案をしていきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>ぜひ、今年度法人化が見込まれる観光振興協会と十分に話し合っておりますね、ビジョンを持って進めていただきたいと思います。</p> <p>4つ目の質問に移ります。DMV導入により阿佐東線の経費は今後、どのように改善されるか。本町は出資者、またこの事業を負担する東洋町としてどのように期待しているかをお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>福島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>経費改善及び負担金につきましては、現在、協議会において、お示ししていただいている状況でございます。しかしながら、</p>

	<p>燃費、車検などで削減できるということでございます。</p> <p>東洋町といたしましては、それらを含め全体をとらえながら協議会で協議、検討して参りたいと思っております。</p> <p>また現在、国の支援がない状況でございます。今後、国への要望も協議会で検討、要望して参りたいとも思っております。すみません、答弁にはならないですけれども、以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>1つ目の質問の目的にもありましたようにですね、先ほどの答弁にもありました。</p> <p>DMV導入の目的の1つにですね、阿佐海岸鉄道株式会社の経営改善が上げられています。</p> <p>今後、東洋町が負担するDMV導入にかかる予算についてはですね、お聞きしているところでは、地方債を投入して70パーセントを地方交付税の措置があり、30パーセントは町負担としてお聞きしています。</p> <p>経営が改善されなければですね、今後、阿佐東線維持に伴う経費や基金の東洋町負担10パーセントとお聞きしていますが、それも軽減されません。役員会で、すでに協議されているとは思いますが、取締役の一員である松延町長におかれてはですね、ぜひ、経営改善の取組みをさらに進めるようお話をさせていただきたいが、松延町長のお考えを、ぜひ、ここでお聞かせ願いたいと思います。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>総務課長の方から詳細な説明がございましたけれども、この件に関しましては、高知県議会でも取り上げられておりまして、知事もですね、DMV 自体が観光資源になるという期待もありますというふうな答弁をしています。</p> <p>今後はですね、導入に向けた検討が進んでいく際には、東部地域の観光振興、あるいは地域経済の活性化に資するようしていくためにどのように仕掛けていくかというようなことが大事だというふうに答弁しております。</p> <p>それと、今後の運営といいますか、経費の負担ということもご心配をされておりますけれども、確かに現時点では世界初、日本初ということですね、補助金の制度が見当たらないということで、過疎債の適用ということも、今の段階では明確な答えはできないという状況がございます。</p> <p>そのような中でですね、県としても利用者の少ない地方の鉄道を維持するための新たな公共交通のモデルというふうにとらえておりまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのがございます。</p> <p>その中には DMV を念頭に置いた新たな効率的な運送サービス事業の推進を図るためにですね、国が必要な資金の確保に努めるという規定があるわけございまして、こうしたところを根拠にして徳島県と連携して支援制度の創設、拡充を強く求めていくと</p>

	<p>いうこととございますので、この中でですね、連携した支援強化策ということとを求めて参りたいというふうにと考えております。</p> <p>以上とございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>1番、福島登君。</p>
1番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>再問で最後にしたいと思ひます。</p> <p>先ほども地域の交通の足ということとで答弁がありました。</p> <p>観光活性化などによる地域振興に目が向きがちですが、現在まで地域の交通弱者の移動手段としての役割を担っていることから、地域住民や議会への説明責任をもう少し果たしていただきたいなどと考えております。</p> <p>阿佐東線 DMV 導入協議会にぜひ、町長の方からも交通弱者との観点から考えていただくようお話をいただきたいが、どうでしょう。阿佐東線存続に向けてですね、活性化を心から願う私として、これを最後にお聞きして質問を終わりたいと思ひます。</p> <p>町長、いかがですか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>お答えいたします。</p> <p>具体的なことはですね、今後、詰めなければならない点が多々</p>

	<p>あるというところでございまして、当然、制度的なこと、あるいは技術的なことをございます。当然、財政的なこと、国、県からの支援策の調整も必要というふうになっておりますが、その中でですね、バリアフリー化の対応ということも議論はされているようでございます。</p> <p>幹事会も含めましてですね、そういったところも詰めていくという段階ですので、また新たな情報といいますかね、そういったものがあれば、議会の方にもいち早く報告できるようにですね、取組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>福島登君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、小松熙君の質問を許します。</p> <p>件名は、はまぐり放流について、他1件であります。答弁者は、町長、教育長、担当課長他となっております。</p> <p>小松熙君、質問を始めてください。</p>
<p>4番議員</p>	<p>(小松 熙議員)</p> <p>まず、1問目にはまぐり放流について。</p> <p>地場産業を育てる意味で、はまぐりの放流を再開してはどうか。</p> <p>十数年前まで、当時の観光協会と町で白浜海岸への放流は行っていたのですが、繁殖があまりなく、はまぐりの産地にはできませんでした。今度は、生見への放流を考えて欲しい。</p> <p>生見では、大はまぐりも生息し、放流しても繁殖する可能性が</p>

<p>議長</p>	<p>高い。数年すれば、大はまぐりを基本として、はまぐりの産地として売り出せるのではないかと考えます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>光本副町長。</p>
<p>副町長</p>	<p>(光本 速雄副町長)</p> <p>それでは、小松議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>はまぐりの放流についてでございます。</p> <p>このことにつきましては、当時の観光協会と町とで白浜海岸に潮干狩り用としまして放流をしていたと思います。潮干狩りにつきましては良かったのですけれども、繁殖には至らなかったという経過があります。</p> <p>生見海岸につきましては、大はまぐりが生殖をしいることは承知をしていますので、ご質問のとおり生見に、はまぐりを放流することによりまして繁殖が期待されると思われまます。</p> <p>千葉県の九十九里浜では、はまぐりのブランド化を進めているようですので、本町としましても地場産業を育て、観光振興にも繋がると思いますので、JF の甲浦支所や東洋町観光振興協会と協議をしまして、検討をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>4 番、小松熙君。</p>
<p>4 番議員</p>	<p>(小松 熙議員)</p>

十数年前、私が観光協会の会長として放流を止めた経緯があります。

それは、放流した翌日から数日に渡りバケツ一杯はまぐりを持って帰る人がいると聞いたのと、白浜では育った形跡が少ないと判断しました。その点、生見では大はまぐりも生息しているし、繁殖するのではと考えます。

江戸時代から有名な桑名の焼きはまぐりのように東洋町でも海の駅の名物料理として出せないかと考えます。

生見ビーチは世界的に有名になっております。そこで、サーフィンだけでなく、はまぐりも売り出したいと思いますので、よろしくをお願いします。

すみません、歴史資料館についての質問に移ります。

東洋町でも、歴史資料館を作ってはどうかと考えます。新しく建設するのではなく、旧室戸高校分校の体育館のような空き場所を利用して、東洋町にはこういう歴史があるということを、写真とか、絵を描いて町民に残すことは必要と考えます。

他町村のように観光地になるような立派なものじゃなく、後々の我々の子孫に伝えていくということは、現在、生きている者の責務と考えます。

また、過去にホームセンターとして活用した事例があったが、この事業は町民生活に直接関係があって、興味もひき、後世に残すべき事業として、現在、進めている町史編さんと並行して進めはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

<p>教育長</p>	<p>(奈良崎 幸一教育長)</p> <p>小松議員の質問にお答えいたします。</p> <p>歴史資料館建設についてということでございます。</p> <p>なごみの格技場では、現在では、住民課の各種検診及び甲浦保育園の夕涼み会などに使用しておりまして、一時的に展示会などには使用できますが、半永久的に使用するには住民課、総務課と協議が必要ですので、現時点では厳しいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>4番、小松熙君。</p>
<p>4番議員</p>	<p>(小松 熙議員)</p> <p>すみません、場所は移動して、何やったら生見の海洋センターあたりでどうでしょうか。</p> <p>また、新しく教育長になられる川田新教育長によろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>ご質問の主旨がですね、早とちりといいますか、歴史資料館ということで、中々財政的な、厳しいなというような答弁を作っておりました。が、ソフト的なことも含めてというようなニュアン</p>

<p>議長</p>	<p>スもごございますが、今現在ですね、ご承知のとおり防災対策というようなことが最優先課題ということになっておりまして、財政状況も見極めながら最後のほうですね、町史編さんと並行してというようなご質問ともなっておりますので、写真とかですね、できるだけ歴史のものについてはその中で取り入れていくという方向で検討はしていきたいと思います。</p> <p>ハード的なものにつきましては、今現在ですね、ちょっとご提言のことも含めて時間的猶予をいただきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>小松熙君の質問が終わりました。</p> <p>続いて、高島俊彦君の質問を許します。</p> <p>件名は、木造住宅耐震改修補助事業について、他1件であります。</p> <p>答弁者は、町長他となっております。高島俊彦君、質問を始めてください。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、木造住宅耐震改修補助事業について、質問をいたします。よろしくお願いたします。</p> <p>南海トラフ地震は、30年以内に発生確率70パーセントとされる中で、東洋町もその対策として、避難道、避難タワー、避難備蓄倉庫など、いろいろと東洋町民の命を守るために、本年度も1億、今までに何億ものお金をかけ、工事も着々と進んでおりますが、これは地震が起こって、次に来る津波に対する対策であり、</p>

家が壊れ逃げることができなければ何の意味もありません。

昨年、発生した熊本地震においても、家屋の倒壊が全、半壊が約3万8千件にのぼると聞いております。

高知県も木造住宅耐震改修補助事業を重複し、診断申込みから改修完了まで約9ヶ月かかっていたのを、半分の期間でできるよう進めているとのことであります。

耐震改修補助金も、設計には県20万5千円、町23万7千円、合わせて44万2千円、改修には県92万5千円、町60万円、合わせて152万5千円、設計、改修合わせると196万7千円の補助金が出ると聞いております。

NPO法人環境防災対策協会の改修工事の実績では、約90パーセントの家屋が補助金内で改修工事ができているとのことでした。また、補助金内で収まらない時は、施工をやめてもかまわないとのことで、原則では、昭和56年5月以前の木造建築の家が対象とのことでした。

それでは、質問に入らせていただきます。

①の質問で、現在、東洋町には対象となる家屋が何軒あるのか。補助金を利用して今までに改修工事をしたのは何軒か。また、現在申込みがあるのは何軒か質問いたします。

よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、高島議員のご質問にお答えいたします。

	<p>対象となる家屋の軒数につきましては、現在、本町として把握をしておりません。昭和56年5月31日以前の家屋を対象としておりますが、把握までには至っておりません。</p> <p>次に、改修工事をした軒数につきましては、5軒となっております。</p> <p>また、改修申請は、現在4軒を受付ております。</p> <p>次に、現在の申込み件数につきましては、過去も合わせまして、耐震診断で83軒、耐震設計で9軒、耐震改修で9軒でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、再問いたします。</p> <p>対象軒数、把握できていないとのことですが、多分100軒近くは当然、あると思います。その内できているのが5軒ということであればですね、あまり進んでいないことになります。</p> <p>その理由としては、当然家の持ち主が、このままで良いというのであれば、仕方ないことでもありますし、耐震改修をしなくても良い家があるかも分かりません。その代わり、他にも原因があるのではないのでしょうか。</p> <p>住民さんからの問い合わせではありますが、90パーセントの住宅が120万未満で工事ができたとしても、今までの補助事業</p>

	<p>のように何割かの自己負担がいて、そういうようなセールスというんですかね、家に回ってきたときに、そういうようなことで断ったとか、自分の自己負担がいてというように解釈をして断ったとか、知らない人が来たからだまされたらいかんとのことで断ったとか、家の中を知らない人へあまり見せたくないとかいうような理由で断ったとか、そういうような理由も聞いております。</p> <p>官報と一緒に配布したチラシ、配布しましたわよね、チラシ1枚ではアピール不足、説明不足ではないでしょうか。お考えをお聞きいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>現在、本町といたしましては、平成28年度に補助金を上積みしまして、先ほど高島議員が申し上げられました金額で耐震改修ができるようになりました。</p> <p>それ以前はですね、やはり自己負担というのが伴っていたわけでございます。ですので、チラシのアピール不足ということもご指摘がございましたが、それらもこちらで考えまして、家の状況によっては自己負担がある場合もあるので、なかなか書きぶりは難しいんですけれども、何とか考えて、またチラシも出していきたいと思っております。</p> <p>また、防災士の方にもですね、ある程度自己負担がなくてもい</p>

議長	<p>けるような、今現在、補助金になっておりますよというようなことを言っていただいてですね、可能な限り改修の軒数を増やしていきたいと思っております。</p> <p>すみません、簡単な答弁でございますけれども、以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>もしですね、家が倒壊し、家屋の下敷き、家から出られないような状態になればですね、人間の生き死に関わってきます。よろしく願いいたします。</p> <p>2つ目の質問に入らせていただきます。</p> <p>2つ目の質問として、NPO法人環境防災対策協会も、今年1月から東洋町の方で耐震改修をすすめに回っていると聞いておりますが、町も4分の1補助金を出しているのでありますから、環境防災対策協会とタイアップして、東洋町の大工さんにも仕事ができないものかお聞きいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>地元の大工さんでも工事ができないものかにつきましてです</p>

	<p>ね、結果的にはできます。</p> <p>しかしながら、改修において、設計の標準単価、請負単価というものがございまして、その単価につきましては、やはり設計士と地元の大工さんとの協議が必要でございまして、この内容の如何によっては請負うか請負わないかというようなことがあります。このことにつきましては、民間業者様ですので、両者でないとちょっと分からないこととございます。</p> <p>しかしながら、現在、施工中の工事につきましては、地元の大工さんと連携して、一部分ですけれども工事しているという状況下も聞いておりますので、今後、防災士と地元大工さんと協議していただき、できるだけ地元の大工様でも工事をしていただきたいなどは願っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ちなみに、自分の言うのはちょっと勘違いしちよるのと違うやろかと、説明不足やったかも分かりませんが、地元の業者さんも許可をとってやっているのは知っております。</p> <p>自分が言っているのは、そのNPO法人環境防災対策協議会が別個に回っている、その代わり、それに対しても町補助金4分の1出すわけでありますから、その人らがとった仕事に関して。</p> <p>そして、その人らのとった仕事、まあ東洋町で終わるわけでありますので、地元の大工さんも暇な人は、それに使ってもらえん</p>

<p>議長</p>	<p>かということを知りたかったのです。</p> <p>ちなみに NPO 法人、耐震診断申込みの相談員の方の話では、改修工事において、お手伝いという形であれば、日当なんかを出して使ってくれるということを知ったもので、そういうこととタイアップして、NPO 法人がとった仕事に関して地元の大工さんも雇ってもらえないか、仕事をまわしてもらえないかということを知ったのであります。</p> <p>もう一度、お願いいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>NPO 法人が今耐震診断をしませんかと、住民の方々に訪問されておるとお思います。</p> <p>それから、工事までの流れというものは、恐らく NPO の立場としては斡旋というか、補助金を受けてくださいよという話で終わります。そこから設計というものが始まります。</p> <p>設計というものは、設計業者さんでないと設計ができないのでございまして、設計から改修の単価も出てきますので、その単価においてはですね、それは NPO 法人さんが決められるのではなくてですね、やはり請負う大工さんがその単価でできるかできないかというところにかかってくると思います。ので、例えば大工さんがある一定の施工工事会社さんと下請けというんですか、手伝いという形での仕事の請負というものはできるんだろうと思うので</p>

	<p>すけれども、そこもですね、やはり1日日当いくらかというよう な交渉を経てですね、その地元の大工さんが請負うか請負わない ということになります。</p> <p>その世界はですね、民間業者さんと利益、利潤を追求した経 営ということになりますので、なかなかNPO法人さんがやはりし ますと、できますというような話は恐らくできないのではないか なというようなところはありますけれども、細かいことを言えば そうなるかも分かりませんので、地元の大工さんを使えばという ような簡単な説明はできるかも分かりませんが、ちょっと詳細に なってくるとですね、なかなかNPOとしても言ったものの責任を 取れないかもしれませんで、ちょっとの辺はまたNPO法人さん にも聞いてみますので、以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>今の総務課長の答弁ですよね、それなりに設計のほうもできる ような話をちょっと聞いてますもので、こういうような質問をさ せてもらいました。</p> <p>また、そののところ、詰めというんですかね、</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次の質問に移ってください。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p>

	<p>3問終わりましたかね。ということです。</p> <p>それでは、3つ目の質問に入ります。</p> <p>東洋町の防災士が取り組んでくれている家具転倒防止等対策事業も、早くいえば、そういうようにNPOが入って回ってから、耐震どうですかというようなやってくれておるのですから、それらともタイアップしてやれば、もっともっと申込み件数、現在33件、家具転倒防止できているように聞いております。</p> <p>もっともっと増えるのではないかという考えを持っているんですけど、この点はどうでしょう。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>高島議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>そのとおりだと思いますので、本町といたしましてもNPO、防災士と話し合いをしまして、できるだけタイアップして広めていきたいなど、活用していただきたいなと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>現在、33件の家具転倒防止策ができていると聞いています。</p>

	<p>この事業も耐震改修事業と同様、家具による下敷き、怪我、通路の遮断、家から逃げられなくなるような状態が多々考えられます。1軒でも多くの家屋に、家具転倒策をする必要があります。よろしく願いいたします。</p> <p>続いて、2つ目の質問に入ります。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ちょっと、高島議員、その質問は午後に回していただけますか。</p> <p>3番議員 (高島 俊彦議員)</p> <p>はい、議長の言うことはよく聞きます。それでは、次にします。</p> <p>議長 (今宮 裕明議長)</p> <p>ここで、昼食のため休憩をしたいと思います。</p> <p>再開は、13時30分をお願いします。</p> <p>(休憩時間：午後12時00分)</p> <p>(再開時間：午後1時30分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>3番、高島俊彦君、質問を続けてください。</p> <p>3番議員 (高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、昼食前に引き続き、2つ目の一般質問をさせていた</p>
--	---

	<p>できます。よろしくお願いいたします。</p> <p>防災倉庫の高台移転について、質問いたします。</p> <p>南海トラフ地震時の想定外の津波高が変更されて、町は住民に対して防災倉庫を高台移転すると言いながら、早くも2年、3年になります。</p> <p>防災倉庫の建築確認の問題で私たち議員は遅れているのは分かっておりますが、住民の方は分かりません。</p> <p>住民の方は、町は、工事が遅いとか、約束を守らない、何を言っても無駄などと思い、町の信用を落とすことになります。</p> <p>町の広報に掲載し、町民の方に報告すべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。考えをお聞きいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>それでは、高島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>この件に関しましては、遅れている状況でございまして、この場をお借りしてお詫び申し上げたいと思っております。</p> <p>本町といたしましては、早急に移転手続きを実施しております。</p> <p>物置での建築確認申請は、申請書類の作成が簡単でありますよと、設計会社さんの話もございましたので、まずその例といたしまして、一件分については、設計会社さんが建築確認申請をしていただいて、その後は職員が申請するという流れを考えているところでございます。</p>

	<p>しかしながら、それから1年経過しておりますが、まだ建築会社が申請した建築確認申請が下りていない状況でございまして、専門家でもなかなか難航しております。</p> <p>現在は、その1件分の建築確認申請が下りるのを待たなければなりません。今後、建築確認の申請が下りればその道筋ができますので、建築確認が下り次第、早急に対応して参りたいと思っております。</p> <p>また、広報の掲載ということでございますが、ここではなくて、この場をお借りしてのご報告とさせていただきたいと思っております。議員、町民の皆さま、ご理解を賜りたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>ただいま答弁のなかで、自分としては広報に掲載して住民の方々に報告すべきということを行ったんですが、なかなか広報には載せられないということであれば、地区懇談会の時なんかには説明すべきだと思います。</p> <p>答えは返さなくて結構でございます。</p> <p>本当に町執行部の信用、我々そういうことを聞かれた議員の信用を落とすことにもなります。</p> <p>答えは返さなくては何りません。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>終わります。</p>

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君の質問が終わりました。

続いて、田島毅三夫君の質問についてですが、田島議員には、すでに、お伝えしていますが、通告のあった質問のうち、漢数字の一の全部、漢数字五のアラビア数字1の質問は、質問と認めませんので、よって、そのほかの質問のみを許します。

件名は、郷土資料収集の今後を聞く、他6件であります。

答弁者は、町長及び担当課長となっております。

田島毅三夫君、質問を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

どうも、職員の皆さま、議会の皆さま、長らくお待たせいたしました。

それでは、質問させてもらいます。

1番、今言われたように削除されていますので、元々の1番が削除されて、2番が1つづつ繰り上がって質問になります。よろしくお願い申し上げます。

郷土資料の今後を聞くということで、1つお聞きしたいと思います。

1 民具などの町収集、管理の問題。1月7日、高知大学の橋尾先生や学生さんがたくさん来られて展示会が行われました。町外からも100人を超える来場者があったようでございますが、私もこの郷土資料収集には関心がありまして、25年以上になりますかね、提供者の氏名を残すことを条件に、民具を軽トラック2車分も寄贈してあります。

	<p>今回、なごみ2階の保管状況を見ましたが、土間に並べられた資料は、まだ整理も整頓もされていない状況でありました。分別カードも剥がれて散らばり、修理や補修の必要な資料もたくさんありました。</p> <p>郷土資料は、大事な町の財産であり、大学だけに任せるのではなく、町が主体となって収集・保存に取り組まなければいけないのではないかと考えております。</p> <p>そこで、順番に質問させてもらいますが、①と出してあります。まだ民家にある民具を今後どう収集するのか、というのが1つ目であります。</p> <p>どうしましょう。これ全部いってもかまいませんか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>だめですよ。一つ一つ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この①づついきますか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>①つつつ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。ほんならお願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>奈良崎教育長。</p>

<p>教育長</p>	<p>(奈良崎 幸一教育長)</p> <p>はい。田島議員の質問にお答えします。</p> <p>1番目のまだ民家に残っている民具は、今後収集しないのかということでございます。</p> <p>民具については、現在の状況でほぼ収集できていると思いますので、収集はしていませんが現在、住民から民具があるので寄贈したいと連絡あれば、いただきに参りたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あちこち私も廻りますが、倉庫の中や小屋の中にたくさんあります。そういう方に、私も声はかけていきますけれども、どうでしょうか、こういうことを調査隊と言いますか、こういうグループを作ってですね、あるいは、職員さんでもかまいませんけれども、全世帯を廻っていくという考えはありますか。お聞きします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>奈良崎教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(奈良崎 幸一教育長)</p>

	<p>今ですね、なごみの2階に置いてある民具、1千点以上あります。その中で、同じものが良い状態悪い状態ていうのが何点か、同じ民具が何点もあります。そういう形もありますので、今のところ大学の方も来ていただいて、一応、調査を全部していただきまして、それからまた考えたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) それでは、②についてお聞きします。 整理整頓や修理などは、誰がどのように行うのか。今、そういうことで、ちょっと何点かと言われ、なかなか何点というものではありません、たくさんあります。どのようにして行うのか、また、このまま学生さんだけに任せるのか。この収集管理をですね、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 奈良崎教育長。</p>
教育長	<p>(奈良崎 幸一教育長) 2番目の整理整頓や修理は、誰が行うのかということでございますが、今、調査中でございますので、完了すれば、整理整頓は職員が行います。 修理につきましては、現時点では考えておりませんが、調</p>

議長	<p>査が済んで職員が整理整頓するときに、考えていったらえいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>出たり入ったりえらいね。</p> <p>1つの提案でございますが、シルバー人材センターに頼んでというのは、また今後考えていただきたいと思います。提案でございます。</p> <p>それでは、3番目の3つ目の丸になります。</p> <p>湿気ですかね、が大敵だということは先生から聞いております。こういう資料についての1番の大敵は湿気であると、こう聞いておりますが、今後、どこでどのように保存をするのか考えがあればお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>奈良崎教育長。</p>
教育長	<p>(奈良崎 幸一教育長)</p> <p>(自席より、あの場所では、だめらしいと発言あり)</p> <p>今言われても困ります。</p> <p>3番目の湿気が大敵だ、どこでどのように保管するのかを考えを聞きたいということでございますが、今現在、先ほど</p>

	<p>も言いましたが、民具は1千点以上ありますので、現在の場所が、今2階の3室を使っておりまして、南側の方に窓もあり、一応遮断カーテンもしておりますので、今の場所の方が最適であると私は考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今後また話し合いたいと思います。</p> <p>朝の質問の中で、別の議員から出ました。私の場合は、町の郷土資料保存ということで、ちょっとお聞きしたいと思いますが、こういう計画はできていますか。ただ、今大学の先生が来てくれて、学生がやってくれてますが、今後、どうするかというようなそういう計画ですか、保存計画というのはできていますか。できておれば、お聞かせ願いたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>奈良崎教育長。</p>
教育長	<p>(奈良崎 幸一教育長)</p> <p>5番目でえいんでしょうか。</p> <p>(自席より、はい???ました。ごめんという発言あり)</p> <p>5番目に郷土資料の保存の計画は策定を求めるがということでございますが、今時点では考えてはおりませんが、これから、</p>

議長	<p>この民具につきまして、これば集めたので、どないしていくか いうことは、また考えていかなければならないと、それと、検 討していかなと思っておりますので、その辺の時はまた皆さん のご協力を得たいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。 4番に戻りますか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) ごめんなさい。黙って変えました。ごめんなさい。2番に3 番の部分を、4番ですか、そのまま学生さんだけに任せるのか を回しました。ごめんなさい。まとめてごめんなさい。 それでは、再問させてもらいますが。 やはり大学の先生が、学生さん連れてこうやって来てくれて ますが、やはりそういう真心と言いますか、そういうことに対 しては、こちらとしてもやはり応分のそのお返しというか、対 応していかなければならない、そう考えております。 高台ということが朝出ましたが、高台というよりも私は津波 対策という形で、ちょっとお聞きしたいんですが、やはり今の 状態ではつばかります。だから、つばかりない場所に保管する ということからでも考えていただきたいと思ひます。 それから、図書館にありましたね。前に図書を置いた書庫が ありましたね、本棚。あれ今、野根中学校にまだありますでし ょうか。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員。再問は、簡潔にお願いします。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それがもしあれば、それを何か活用して、その今置くようなことができないかということですが、その点考えがあればお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>奈良崎教育長。</p>
教育長	<p>(奈良崎 幸一教育長)</p> <p>田島さんの再問にお答えしたいと思います。</p> <p>本棚ということもありましたが、本棚につきましては、各学校が利用しております。</p> <p>高台という話、ちょっとしてないんですけど、今なごみの2階も高いところにあります。それを3階に移せというのやったら、まず3階の方の状態がどんな状態か、私は見ておりませんので、またそれも考えていかないかなとは思ってますが、今、東洋町の中で、絶対大丈夫というところは、今のところ割とないので、その民具を防災倉庫へ持って行くということは、なかなか町の執行部と協議をせないきませんので、その点、千点もありますが、それをどのように置いていくかということもありますが、今のところ、机なんか、古い机などを持って行きまして、今のところで、机の上に整頓していくような考え方をもっております。</p>

<p>議長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>新しい教育長にお願いしておきますが、大至急これは、よろしくお願いしておきます。</p> <p>2つ目の質問に入ります。算数字の2番ですね。</p> <p>大学活動への支援の拡大ということで1点お聞きしますが、聞きますと、送迎のバスは町負担と聞いております。高知の送り迎えですね。大学生の学生さんを。ところが、宿泊費や食事など他の経費はすべて大学やグループで負担していると聞きました。</p> <p>本来なら町が行うべき作業、研究であります。例えば、休養村での宿泊や海の駅での食事等ぐらいは、町は負担してあげてはどうでしょうかという質問でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>奈良崎教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(奈良崎 幸一教育長)</p> <p>2番目の大学活動への支援の拡大についてという質問でございますが、これは、平成28年度、今年度につきましては、県立大学より調査の活動について費用の助成金が出ております。</p>

	<p>こういう東洋町の民具調査で、調査活動するのに大学の方から経費について、助成金が出ておりますので、今後、調査協定を結ぶときにです。費用の負担につきまして協議を行って、実施したいと考えております。</p> <p>(自席より、食事分も入っているのかと発言あり)</p> <p>これは、経費でまかなっておると聞いております。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私が聞いたのは、宿泊とかね、今言う資料を集めたりそういうことでなくて、宿泊あるいは食事等については、お願いしたんですけれども、また今後聞いてみます。</p> <p>今、大学の方では、いろいろ記録をとってかれておりますが、町としてもやはりこういう記録というのは町独自でいろいろと資料のね、歴史資料というのは記録もちゃんとしちよかんといきませんが、大学との連携はどのようにしておられますか。</p> <p>1つお聞きします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>奈良崎教育長。</p> <p>(奈良崎 幸一教育長)</p> <p>再問にお答えいたします。</p>
--	--

	<p>連携につきましても、うちの担当が大学の教授といつも連絡 とっております。調査カードにつきましては、整理ができ次第、 東洋町の方に、うちの方にいただいております。教育委員会に 保管しております。今年やった部分については、来年度、この 調査の部分でデータをまとめるということになっておりますの で、またでき次第、教育委員会の方にいただけるという話にな っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>よろしく願いしておきます。</p> <p>それでは、冷凍施設の今後の利活用についてということで、 何点かお聞きしたいと思います。</p> <p>3400万円という多額の公費を投入しましてね、平成22 年11月から23年6月まで、実質8カ月間くらいしか稼働し ていないと記録はありますが、休止後5年半を越えた冷凍施設 をですね、今後、どのように利活用するのか、毎年、私はこの 3月議会等で色々質してきたんですが、その都度、野根漁協は 検討中とその場を濁してきましたね。</p> <p>町職員は検討会に出席しているのですか。漁協は、どういう 利活用を検討しておられるのですか。いつから営業開始するの か、本年度はどうする考えか、具体的な説明をお願いしたいと 思います。</p>
--	---

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。</p> <p>冷凍施設の稼働については、補助金事業を活用して、平成22年9月から平成24年3月まで活動していました。</p> <p>現在、野根漁協が事業主体で実施する計画のある儲かる漁業創設支援事業が採択される前段として協議会を立ち上げています。平成28年5月から8回の協議会を開催している状態です。この協議会には、県や町も出席しています。</p> <p>協議会の内容については、現在、まだ検討中であり、協議会も終わっていませんので答弁できません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>今そういう答弁いただきました。</p> <p>8回も協議しながら未だにどういう内容かわからないと。どういうことですか、これは。儲かる漁業というのはどういうもので、どのような目的で、どういうことするかということくらいはわからないのでしょうか。そこもわかりませんか。</p> <p>もう1回、お聞きしたいと思います。</p>

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

(自席より、詳しい、詳しくもう少しと発言あり)

今、田島さん、あなたのおっしゃったあの野根の漁業組合の協議中の内容ですか。

(自席より、結局ほら、協議しゅうと、こういうすると協議しゅう言うから、もう少し詳しく教えてくださいと発言あり)

協議内容は知り得ることはないでしょう。協議して、協議の結果をね、聞くことはあっても。

(自席より、テープは止まっていますか、時間は止まっていますかと発言あり)

(自席より、結局、どういうことをやっているのかわからなかったら私達そういう??ずっともうてきたんですよ。5年も6年もの間、だからもっと詳しくちゃんと??ければ、我々と発言あり)

はい。

課長、わかるんですか、そういうこと。

(自席より、わからなかったら仕方がないと発言あり)

答弁できますか。

(自席より、協議中の内容はできんのと違うんと発言あり)

(自席より、いやいや、詳しいことまで言わなくても、どういうものかという事業内容をですと発言あり)

事業内容のおおまかな部分ですか。

(自席より、わかりました課長、別の質問に変えますと発言あり)

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これはまた後でまた、手島さんよろしくまた教えてください。</p> <p>それでは、再問ですが、別に視点変えて再問させていただきます。</p> <p>29年度に、初めて今回、保守点検費用として5万円が計上されましたね。これはどういうものに使われるかわかりませんが、例えば、電気器具の保守点検などとなれば電気は必要なんですよ。これは、特別委員会でも言いましたが、通電が必要ですけれども、それには月額8万円の基本料がいるんですよね。ところが5万では、それは、なかなかまかないできない状況の金額でございます。</p> <p>そこで聞きますが、5万円が目視点検のみの点検でしょうか。それなら、職員が行えばいいと思うんですが、委託になっておりますので、そのところをよろしくお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の再問にお答えします。</p> <p>今回、保守点検の方で5万組ませていただいているんですが、これについては、もし冷凍施設等を使用するようになったときのために、発電機等を用いてとか、調査するときに、だいたいこのくらいいるだろうという概算で予算を計上しております。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと、質問に答える答弁になっておりませんが、</p> <p>そういうことは、わかります。そのための5万円ですけれども、どのようなものに使うかということ、具体的に説明求めたいんです。目視ですかと、こう聞いておるんですが、</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員。これは、もう4回目になります。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>わかりました。私は質問止めますので</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次へ行って、次へ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう一度、再答弁。もうえいか。止めようか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>次へ移ってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

	<p>よっしゃ、わかった。</p> <p>手島さん、また後でお話ししましょう。</p> <p>2つめの質問になります。</p> <p>設置当時、契約書のないのはおかしいという題でお聞きしますが、設置当時はですね、緊急雇用事業を使ってですね、町が経営・運営しておりましたね。そして、今回のように漁協に任せただけの場合、口約束ですけど、契約はとっていないようです。そういう漁協に任せているとこういう形でございますが、そういう場合の電気や水道、維持管理費用、人件費などを含めた経費などは、どちらが負担するのでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。</p> <p>平成22年、23年度は、補助金事業を活用して事業委託していただきましたので、その期間の契約書はあります。</p> <p>委託契約には、電気代、水道代、人件費など含まれており、補助金事業の対象になりましたので、町負担はありませんでした。</p> <p>以上です。</p> <p>(自席より、今後と発言あり)</p> <p>すみません、続きまして、今後になりますが、今後は儲かる漁業等で利用目的や利用計画などが決まれば、町負担経費など</p>

<p>議長</p>	<p>を含めた協議をしてから契約になっていきます。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>公共用の施設を使つての公共的事業をやってもらうわけですからね、やはり、これは口約束ではいかんと思います。今後、そういうことが煮詰まったときには、カチツとした契約を造っていただきたい、お願いしておきます。</p> <p>続けて3つ目の質問をさせていただきます。</p> <p>国の補助金返還命令を心配しているということで、聞かせていただきますが、こうした公共施設の運用の怠りは、放置すれば畜養施設の二の舞を踏み、多額の賠償命令の出る恐れがあると思います。もし、出たら誰が払うのかという心配をしております。</p> <p>答弁をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>手島建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。</p> <p>すいません、簡単ですけど、そうならないためにも引き続き野根漁協と協議をして参りますので、すいません、簡単ですが</p>

<p>議長</p>	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何人かから指摘を受けました。こういう質問をすると会計検査員に知られて返還命令が来ると注意されております。</p> <p>しかし、私が今日こういう取り上げらせていただいたんは、今ならまだ間に合うということで質問させてもらっております。このまま放置すれば、冷凍機器や施設自体も使用できなくなりますし、畜養施設は3494万やったかな、4394万か、賠償しましたね。町被害を損害を少しでも減らすために、あえて聞いているのであります。それで、お聞きしますが、今回は畜養施設と違い、漁協との維持管理契約がない、今のところありませんね。すべて、今後こう話し合いしていきますと言いますが、このまま手を打たず放置して損害賠償を発生したとき、また、全額町血税で返還するのは議員としては認められないと思います。認められません。</p> <p>施設設置を強行し、運用管理を放棄した執行部と、それに対して賛成した議員</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員、再問は簡潔にお願いします。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長	<p>はい。その今言う損害を町血税全額でやるのではなくてね、やはり賛成した議会もやはりある程度の応分の負担を責任をとろうということでございます。</p> <p>議会のことは議会に聞かなければいきませんが、執行部の方をお聞きしたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>その時になれば、わかりませんのでですね、今現在こうしますというふうな答弁は差し控えさせていただきます。</p> <p>ご理解のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
総務課長	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なってから遅いので聞いていますが、そういう答弁でございます。</p> <p>それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。</p> <p>特別職報酬審議委員や監査など、町長の任命を廃止しましょうということでございます。</p> <p>1つ目でございます。</p> <p>監査委員の町長指名、任命は利益の相反であると、国は、県などに自治体の無駄や不正を減らすために、2018年度から</p>

外部の有識者による監査制度に強化し、チェック体制を整備すると、まだ決定しておりませんが、打ち出しが出ましたね。やっとな監査体制の見直しに腰をあげたようでございますが、本町でも、会計及び行政チェックに関する監査委員を、監査される側の町長が任命しておりますが、これは利益相反ではないか、公正、公平な審査ができないのではないかと、こう心配しております。前町長時代に、私が議会から監査委員に推薦されたことがあります。その時に、嫌われておりましたからね、前の町長に、そこで私は任命されなかった経緯がありますが、こうした不適正なですね、好き嫌いで判断するような、こういうことをなくすためにも、まず本町からでも町長による監査委員の任免を廃止して、外部有識者による監査体制に条例改正を求めるがどうでしょうか、お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、田島議員のご質問にお答えをいたします。

監査委員の任命の仕組みにつきましては、若干、議員のおっしゃられているとおりが、すべてではないことを申し上げておきます。

監査委員の任命は、地方自治法第196条第1項の規定に基づいております。その規定は、確かに町長が選任するものでございますが、その選任する前提としまして、議会の同意を得ることが条件となっております。あたかも町長のみが選任する仕

	<p>組みとおっしゃられておりますが、そういった仕組みではないということを申し上げておきます。そのところをご理解いただきたいと思っております。</p> <p>また、その議会の同意を得る場合、議決もしていただいております。さらに、任命権の廃止ということでございますが、これは地方自治法の法律で規定されております。田島議員は、廃止するよう本町に求めているようですが、法律を差し置いてどのように規定するのでしょうか。また、仮に廃止した場合、誰が任命権を持つのでしょうか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>課長、それは反問ですか。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>いや、違います。</p> <p>また、任命する資質の判断、その任命責任、法律を差し置いてどのように規定するのか。さらに、上級法律の規定を差し置いて、条例が制定できるのか、規則等で制定できるのか、田島議員もお分かりでしょうが不可能ということでございます。</p> <p>また、外部有識者による監査体制につきましては、現在、地方自治法に規定されておりますが、今現在、法律改正というのが国会で通ると思いますので、よく協議しながら検討して参りたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>確かに、これは県を対象にと新聞に載っておりましたね。市町村まで降りてくるかどうかは分かりませんが、現状の町の状況をこうお伝えして、その対策を質したものでございます。</p> <p>ここにだいたい列記してきましたが、これは止めておきます。今までは、こういうことによって弊害があったことを全部列記したんですが止めておきますが、確かに上法上、町独自で変えるということは難しいと思います。しかしながら、何らかの形で変えていかなければ、これはね、大変なことになると思います。</p> <p>それから、この質問はこれで止めておきます。</p> <p>それから、2つ目の質問に入ります。</p> <p>町長決定事項チェックに、町長の委員任命は相反と言うことで少し質問させてもらいたいと思います。</p> <p>町長報酬額の是非を問う町特別職報酬審議会というのがありますね。この委員の選任も審査される町長が任命するところ規定されております。また、滞納差押さえの決定は、町長が行うが、その適否の判断は、町長が町幹部から選んだ債権管理委員に諮問し、審査することになっていますね。また、町行政不服審査会委員には、不服審査される町長が選任し任命するところなってます。</p> <p>これはね、確かによそもそうなってます。調べました、よそもそうなおるようでございます。</p>
--------------	---

	<p>しかしながら、問題は1つの大きな問題は、地方公務員法の第32条にですね、職員は上司の命令に忠実に従わなければならないという厳しい1項があるんですよ。となってきましたと、その町長が諮問したり、あるいは、またそういう町長が任命したその職員さんがですよ、町長の意向に反して、あるいは、町長に対して意見が言えるのかどうか、そういう非常に心配を持っております。</p> <p>県の監査、ごめんなさい。何にも聞きましたが、未だに返事がきません。</p> <p>こういうその他の行政執行のチェックを含めてですね、こうしがらみのない第三者委員選任の条例改正を求めたい。これは町でできますね。よろしくお願ひしたいと思ひます。答弁をお願ひします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>この件につきましても、町長が委嘱いたしますけども、先ほども申し上げましたとおり、委嘱する方の資質の判断、委嘱責任ていうのはどうされるのでしょうか。また、町税の差押さえについても第三者が判断できるのか、また、第三者はその判断の責任は負えるのでしょうか。</p> <p>町長は選挙で選ばれておりますので、その付託を担っております。それ以外の方が審査するとなると、その根本的に大元に、</p>

	<p>この責任の行方はどこのところまで及んでいくのでしょうか、そこのところは考えておるのでしょうか。</p> <p>町の判断といたしましては、それらのことを踏まえても条例改正は不可能だと今のところ思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それとですね、上司の命令に忠実に従わなければならないとおっしゃっておりますが、これは色々協議して、内部で協議した結果、その結果に基づいてその命令を部下に言うということでございますので、意見が言えないというようなことは、まったくの間違っておりますので、そこのところの解釈は、ちょっと見直していただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう答弁が返ってきました。</p> <p>では、お聞きしますが、古い話になって申し訳ありませんが、選管の書記が預かった参考資料を町長が出せということによってそれを出したというような事例がありましたね。そういうことを心配しておるのでございます。</p> <p>それからまた、グレーゾーンがありますね。この線がカチッと引かれていない、ある程度その幅のあるグレーゾーンのそういう問題をどう審議するのか、ということも町長のその意見に従っていくという方向になってはいけないということござい</p>

	<p>ます。</p> <p>これはまた、詳しくまた議論したいと思いますが、今回だけでなくて。やはり、考えてみてください。自分の判断をする部分に、自分が諮問して、自分のことを審査してもらうのに、自分がその委員を任命する自体からおかしいというのがこの質問の趣旨でございます。これは、これ以上、ここで止めておきます。</p> <p>3番目の質問に入ります。</p> <p>これは監査委員さんに、答弁者は監査委員さんと書いてありますので、できればお願いしたいと思います。</p> <p>財務監査だけでなく行政監査にも力を入れてくださいという質問でございます。</p> <p>町監査は、現在、財務会計監査のみ行っておりますけれども、今回の日曾谷の管理放棄をはじめ、冷凍施設の管理及び運用の怠りなど、改正、これは何年か前に改正されて、今まで財務会計だけの監査だったのが、行政まで幅が広がったということでございますが、それに沿って行政事業の無駄や怠りなどの監査もしっかりと行うことを求ますがどうでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>私の方から、1点だけ答弁させていただきます。</p> <p>現在もですね、監査委員には地方自治法にのっとりまして思</p>

想信条を持ち込まずに、今も昔もですね公正に監査をしていただいているというふうに思っております。先ほどから出ております現在も地方自治法上における監査委員制度の改正案がですね国会に提出をされているようでございます。

現在の監査制度は、意見の表明しかできないということになっておりますが、今回はですね、一步踏み込みまして勧告できる仕組みを導入して監査委員の権限を強化するというような改正案のようでございます。

内容の精査は、まだできておりませんが2018年度から段階的な施行を目指すというふうにされてるようでございます。まず、県から始めるのか、あるいは町村まで一気にいくのかですね、この辺のところは段階的な施行を目指すというような表現となっております。

町といたしましてもですね、この改正案に沿うような形で地方自治法にのっとりまして適切に対応して参りたいというふうに考えております。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町長から今、公平に公正にですか、監査しているから問題はないという答弁でございましたね。

ただ、私は自分が体験といいますか、しておるので、そのことについてお聞きしますが、質問しますが、今まで私は確かに嫌われております。町長からもだいぶ指摘を受けておりますけ

	<p>れども、ずいぶん住民監査請求して参りました。しかしながら、ほとんど却下、棄却されております。そのしかし、棄却のされた中にもですよ、やはり意見書を出すのが適当であるというような案件がたくさんあります。例えば、日曾谷のああいう管理怠りについてもですね、そういうことでも、ちゃんとやはり、仮に趣旨が違ごうたとしても、やはり、行政執行部に対しての意見書を出さないといけないと、こう思います。</p> <p>25年度の間伐問題の監査委員の判断は、請求の対象が特定されておらず、申請内容に請求できな</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>
	<p>ちょっと、田島議員。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>
	<p>説明しよるんよ、今ほの。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>
	<p>説明する必要はありません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>
	<p>いや。</p>
	<p>ほんで、棄却されましたが、判決では</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p>
	<p>だめですよ。</p>

7 番議員	(田島 毅三夫議員) なんですよ。 どいて、それがいかんので。 それがその、今言う、監査の今言う判断が間違うちよったと いうことを言よるんよ。
議長	(今宮 裕明議長) 幅が広がっております。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) 何ですよ。
議長	(今宮 裕明議長) 財務監査や行政監査のことで
7 番議員	(田島 毅三夫議員) 執行部の傘をかぶった町長任命の諮問委員ではですね、
議長	(今宮 裕明議長) 発言が質問に関係ありません。注意します。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) 公正な審査は、できないことを指摘しておきます。 もし、答弁があれば、お聞きしたいと思います。
議長	(今宮 裕明議長)

町長	<p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>公正に監査結果もいただいております。</p> <p>その結果が裁判所の結果となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>(自席より、ちょっと議長休憩取ってくれてん、そういうことであれば反論してもいいんですよ、事例をあげて、そういう答弁がまた出たらと発言あり)</p> <p>(議席より、裁判所の・・・ですと発言あり)</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>だめですよ。</p> <p>(自席より、その裁判がそうでないと、監査請求と発言あり)</p> <p>次の質問に移ってください。</p> <p>(自席より、議長という声あり)</p> <p>はい。</p> <p>(自席より、ちょっとさっきから、無礼な言葉が出よりますよと発言あり)</p> <p>(自席より、どこが無礼なんのと発言あり)</p> <p>(自席より、皆さん、聞いていると思いますがと発言あり)</p> <p>(自席より、そうやって。懲罰かけるかいと発言あり)</p> <p>はい、次の質問に移ってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>裁判の方では、判決では、何は</p>

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>いいかげん止めてくださいよ。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>避難倉庫や民間倉庫の建築確認緩和要請について質問させていただきます。</p> <p>(自席より、その上が抜けちゅうんちやうんと発言あり)</p> <p>え。</p> <p>何言うた。</p> <p>(自席より、2 が抜けちゅうでと発言あり)</p> <p>ごめんなさい。少しストップかけて。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>休憩します。</p> <p>(休憩時間：午後 2 時 1 5 分)</p> <p>田島議員の質問の順番の確認</p> <p>(再開時間：午後 2 時 1 7 分)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>間違ごうちよったら、すぐ謝るでしょ、私は。</p> <p>それでは、お聞きします。</p> <p>町長の庁議の期末手当のアップもできない三流自治体では職員は誇れないのかという、これやね。申し訳ございません。</p> <p>12月19日付けの庁議議案書には、人事院勧告のボーナスアップも実施できなければ、三流自治体だと思われ、本庁職員も胸を張って誇れないと、これは要約でございます。要旨でございます。とありましたが、住民が困窮している中で、高給をとっておる</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島議員。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>この高給取りというのは、不穏当と認めますので</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>わかりました。多額の給料をいただいている職員が、</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>発言の取消しを命じます。</p>

7 番議員	(田島 毅三夫議員) え。
議長	(今宮 裕明議長) 発言の取消しを命じます。高給取りの部分。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) ほやきん、多額の給料をいただいていると変えます。 どうです。いかなんたらもう一遍言うて。 いかんのかい。
議長	(今宮 裕明議長) 多額の給料というのは、ほれでは、みんなもらっているんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) 民間と比べて。比較して。 給料を
議長	(今宮 裕明議長) 職員が皆、もらっているような、そういう表現になっていますよ。これは。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) ほんなら、その今言うのけて、職員からに入ります。 職員が給与を追加支給することが誇りになるのでしょうか。

<p>議長</p>	<p>弱者住民の支援こそ、町の誇りと知るべきだと思いますが、文書の撤回を求めたいと思います。町長いかがでしょうか、お願いしたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>文書の撤回という意味が分かりませんが、これはですね、庁議では、この通告書には議案書というような表現もしておりますけれども、庁議では議案書というものは存在いたしません。単なる庁議の資料でございます。</p> <p>誤解のないように、その部分についてですね読み上げてかまんでしょうかね。</p> <p>人勸実施もできないような事態では、三流自治体として次世代を背負うであろう若い職員達をどう育成し、町にまた職務に誇りを見だし、ふるさとを維持し、生き残れる自治体像を責任をもって語れるであろうかクエスチョンマークが付いております。と他町村同様の給与制度に近づき、あるいは維持していく、いかなければならないという方針を私個人の思いとして、庁議で述べたものでございます。</p> <p>このような資料はですね、一応、毎月の庁議に作成をして順番に協議していると。この日の12月19日は、他には債権管理条例への取組みでありますとか、年末年始に向けての行事の確認、あるいは、派遣職員についてとかですね、そのようなことを協議している、するための資料でございます。</p>

	<p>これは不特定多数に配布するために作成した資料ではございません。あくまでも、庁議の管理職用の資料でございます。これは、別に公開もしておりますので、管理職だけには配布しておりますが、議会議員にも希望があれば配布するというような形をこれまでもとってきておりまして、特別に作ったものではございません。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これに絡んだら、またブーイングが出ると思いますがけれども、この前段があったんですよね。この前段に私のことに対してありましたよね。これも同じ資料として回されておるということであつたので、私も反論しましたけれども、そういうやはり、あの時、正副議長が行ってくれまして、話したときに、今後気を付けるところ町長が言っているところ報告受けました。</p> <p>もし今後気を付けるということであれば、これは否を認めたことやと私はそれで一旦納めたんですが、ちょっと色々と</p> <p>(自席より、議長・・・と発言あり)</p> <p>またもう。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>また内容からずれております。</p>
--	--

7 番議員	(田島 毅三夫議員) ちょっと待ってください。ほやきにね
議長	(今宮 裕明議長) 期末手当のアップもできない
7 番議員	(田島 毅三夫議員) 私が言っているのは、そうであれば、否を認めたのであれば謝罪をしていただきたい
議長	(今宮 裕明議長) 止めてください。
7 番議員	(田島 毅三夫議員) そういうことであります。町長どうですか、考えをお聞きしたいと思います。
議長	(今宮 裕明議長) 松延町長。
町長	(松延 宏幸町長) 否を認めるということではなくてですね、もし活字にするような場合は、誤解が生じないように以後気を付けてもらいたいというような申し出でございましたので、今後、配慮をするということで、配慮をするという意味での以後気を付けるというふうな回答を、正副議長にはしておるところでございます。

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>本来であればね、議会が議会の議員がこういうことをされたということであれば、議会として対応するというのが本来の議会なんですよ。</p> <p>それは、別においちよってから、次の質問に移ります。</p> <p>避難倉庫や民間倉庫の建築確認緩和要請ということで、何点かお聞きします。避難倉庫の建築確認緩和の県折衝結果をお聞きしたいと。</p> <p>現在、29箇所の避難場所に避難倉庫が設置されていませんね。今年1箇所、また29年度予算でも1箇所、2箇所やきに、それはいったとしたら、あとは27箇所になりますけれども、12月議会では、建坪率や通路の幅など建築確認の条件が厳しく許可が下りない。また、建設費用100万円中30万円もの建築費用が必要で、なかなか財政的にも厳しくて設置が遅れている、こう説明を受けました。</p> <p>県に問いますとですね、法的規定は曲げられないが、各事情は考慮できますと、そういう現場現場のですね、相談を受けますから申し出てきてくださいと、建築指導課か、から返事をもっています。それは、危機管理の担当にお知らせしてありますが、危機管理の担当は、それを県と折衝したかどうか、まず1点お聞きしたいと思います。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長) 田島議員のご質問にお答えをいたします。 県との折衝につきましては、過去にはしておりますが、12月からはしておりません。また、その結果についても連絡がございません。現在は、高島議員の一般質問で答弁したとおりでございまして、進めている状況でございます。 以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員) 年代わってから、私はそういうことを担当にお知らせしてあります。以前はやったけれども、今はしていないと、こういうことであれば至急してください。そして、何を今、法的な厳しいものを相談にのると言ってくれてるんですからね。それやってもらったら、大変うれしいと思います。 2つ目の質問に入ります。 残り27箇所、ちょっとこの28番目は、今年の方は厳しいと思います。まだ山の所有者から了解をもらっていないと言うんですからね、厳しいと思いますが、それ1個残して、あとの27箇所でございますが、避難倉庫の設置を急げということでお聞きしたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>29年度は、小池川の山の上部分として1個計上していますね。このまま避難倉庫の設置が遅れれば避難計画も立てられないと思います。至急、県と折衝し、現地の設置計画を作成するよう求めるがどうか、ということでございます。妙に重複しましたね、今のあれと。内容は分かってくれてると思いますので、至急県と折衝して、現地の設置計画を作成するよう求めたいと思います。</p> <p>答弁、求めます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>そのようにいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほんなら、こっちもよろしくお願ひしますと言わんとしゃないね。</p> <p>それでは、少しお聞きしますが、ちよと疑問に思っております。現在、25箇所が設置されておると聞いておりますが、その中にもですね、道が急峻で狭い場所にあるところもあるよう</p>

<p>議長</p>	<p>に認識しておりますが、また、29年度予定の小池の山の避難場所は、まだ急峻な山の上なのに、まだ本人の了解をもらっていないと、こういうのに早予算が出てきましたね。この点について、お聞きしたいんですが、今まで25箇所のはどのようなにして建築確認が下りたんでしょうか。それからまたこの、小池の方の分については、まだ所有者の了解を得ておられないのに、どのように進めていくのか、この2点をお聞きしたいと思います。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>すでに建った防災倉庫はですね、その時、建築確認ということがいらないというような、だった認識のもとで土地の所有者の承諾を得て、建てた次第であります。</p> <p>しかしながら、その後、やっぱり物置でも都市計画区域の中では建築確認が必要だと、それも道が2メートルの道が隣接してるとか、様々な条件がございまして、今、高島議員の一般質問でご説明したとおりの状況となっております。その建築確認が下りれば、道筋がある程度できますので、その時には順次進めて参りたいと思っております。</p> <p>また、小池の物置につきましては、直前まで設置しても構わないという承諾を得たんですけれども、結果的にはだめでしたので、ちょっと場所を変えてという考えのもとで計上しており</p>

<p>議長</p>	<p>ます。</p> <p>はい、以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう説明を受けて、やっと納得しました。別の場所ということであれば、それはえいと思います。</p> <p>3つ目の質問に入ります。</p> <p>浸水域の避難所には反対するということで、少しお聞きします。</p> <p>甲浦小学校体育館を避難所にして、避難マニュアル作るところ計画が出ていますね。ここは、5メートルの浸水予測値がありますが、建替えの必要な公共施設の高台移転を行い、そこを避難所にすべきであるが考えを聞きたい。結局、そういう浸水域での避難所は認められないと、それよりも浸水しないところに建替えして欲しいという質問でございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>高台移転につきましては、以前にも申し上げたとおり、高規</p>

	<p>格道路の建設を考慮した高台の候補地、また、水道、下水道、道路整備などのインフラ整備に莫大な費用が生じて参ります。</p> <p>議員は、避難を優先としておっしゃられておりますが、そのとおりでございますけれども、執行する本町といたしましては、様々なことをクリアしなければなりませんし、特に財政をも勘案しなければなりません。</p> <p>現在ですね、できうる整備をしております。甲浦小学校につきましても、もうすでに、過去に建築をして、結果的には高いところにございまして、本町としてはそれを利用して避難場所としているわけでございます。ですので、それらをまた一からやり直すということは、先ほど申し上げたとおり、非常に長い期間とかスパンとか膨大な費用がいりますので、そのところを少しご理解いただければと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>毎回、課長のほのね、困った顔を見るのは嫌なんでございますけれども、やはりこの避難所、避難場所というのは、これは確保しなければ前に防災計画も進まないんですよ、避難計画もね、また復興も、そういう意味からも、やはりこれは喫緊の課題として、あまずこちらにかかっていかなければいけない、こう思っております。検討よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>ただちょっと一つだけお聞きしておきますが、甲浦中学校は</p>
--	---

議長

7番議員

昭和42年の築とこう聞いております、完成が。たとえば、今年で50年、約50年の経っておりますが、県の方に聞き合っても50年といえはいよいよ耐用年数が切れていると、耐震補強はしておりますけれどもね。やはりこういう所をすぐにも建替えしなければいけないというような公共施設を、なるべく高い所に持って行くということでね、今後考えていただきたいと思います。

なんぼあるで、あと。時間。

(事務局より14分と発言あり)

はい、ありがとうございます。

4つ目の質問に入ります。

建築確認免除特区申請の検討はと、こういうことでお聞きしたいと思います。

甲浦地区は、都市計画の指定地域があり、住民間でも同様、小屋や倉庫、車庫でも建築確認が必要であり困っていますね。町の活性化にも支障が出ております。都市計画指定が廃止できないなら、住居以外の建築物、施設ですね、倉庫とか小屋とか納車とか、そういうものの建築確認免除特区の申請を行おうではないかということは、前にも言いましたね。町長のって来ませんでした。しかし、このままでは本当にね、百姓さんも他の人も漁師さんも我々も建てられない建築確認がいて、そういうことになります。

どうでしょう、必要ならば署名でも集めますが、町長、ぜひこれを特区に取りかかってもらいたいと考えをお聞きしたいと思います。

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>私の方から、田島議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず、都市計画区域の廃止についてですが、単に建築確認の手続きだけをとらえて廃止をするということではなく、これまで、都市計画区域としていろいろな事業を行ってきました。</p> <p>そういうこともありまして、都市計画区域であるということで、災害時での道路復興や公園の設置など街並みを早急に再生するための事業が区域外よりも優先されるなどのメリットがございます。ですので、廃止については、現在のところ考えておりません。</p> <p>また、廃止ができない場合の住居以外の建築確認免除特区申請をとということですけれども、これにつきましては、都市計画区域においては建築基準法が適用されておりますので、現在の法律では、田島議員が言われる建築確認免除特区なる制度はございませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>なお、参考までにですね、本町の都市計画区域内においては、床面積の合計が10平方メートル以内の増改築は建築確認は不要です。この中には、住居、車庫、倉庫も含まれます。また、既製品の倉庫で、奥行きが1メートル以内、内部に人の出入りするスペースがないと考えられるものについては、建築確認が不要となっておりますのでご報告申し上げます。</p> <p>以上です。よろしく願いします。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>担当から何遍も聞いております。ありがとうございます。</p> <p>どう言いますか、特区というのは法律的に厳しい、できないと、こう聞いております。確かに、法律的にはそれはできるという規定はないと思いますが、それはその今言う、何とかクリアできないかと、例えば、どぶろくのような、ああいう酒販売のああいう特区というような形でね、法を越えたものが特区なんですから、そこのところも一遍研究をしていただきたいと思っております。一遍、東京へでも町長が行ったときにでも、どこが担当しゅうかわかりませんが、国会にでも行って頼んでもらいたいと思っておりますね。</p> <p>この質問は、これで止めておきます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ここで、若干休憩します。</p> <p>再開は、2時55分をお願いします。</p> <p>休憩時間：午後2時36分</p> <p>再開時間：午後2時55分</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>

<p>住民課長</p>	<p>光本住民課長。</p> <p>(光本 孔士住民課長)</p> <p>田島議員にお答えします。</p> <p>まずですね、改修補助金を増額して貸家を増やして移住者を呼び込めという趣旨のご質問ですけれども、その前にまず、補助額がですね、25万円のものが国の補助事業になります。それとですね、50万円のものが県の移住促進関係の補助事業ということで県費になるわけです。</p> <p>25万円の方は国ですけれども、移住者以外どなたに家を貸し付けても対象となります。ただ、県の方の50万円の方の補助金についてはですね、移住者に貸付けることが決められております。</p> <p>町としてもですね、移住者を呼び込みたいという考えは当然持っておるわけですが、国費あるいは県費が絡んでいる補助金をですね、例えば、どんどんどんどん貸家を増やす目的にして、貸付けるあてもない状況にですね補助事業を実施することには、ものすごく無理があると考えております。ということで、貸付けるという話があって初めて実行できるものではないかと考えておるところであります。</p> <p>それと、またですね、補助額の増額のことになるわけですが、補助対象が個人の財産でもありますし、さらに家賃収入もですね、その個人に帰属するということを考えたときにですね、なかなかそうですかという形で増額ということには難しいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
-------------	--

<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何点か問題点挙げられましたね。いくら借家を作ったとしても、それ借手がなかったらどうするかという問題もあります。</p> <p>ただ、こういう問題は以前にデータをどんなんですか、住民課はとらなかつたかな、希望者あるいは貸家の提供者、提供希望者とかいうようなデータはなかったですかね。あれば、ちょっと報告願いたいと思います。やはりだいぶ違いますか。</p> <p>それからですね、どう言いますか、県の方は今50万というのは移住者に特定したと、こう言われました。ただ、そうやってきたときには、非常に資格と言いますか規格と言いますか、条件が厳しくなってきます。なかなか、勝手に使いにくいと50万円が確かに魅力ですけれども、それによって5年間は居なければいけないとかね、あるいはまた、よそから来た人でないといけないとか、色々条件があつて厳しいと思いますが、私が言っているのは、この国の25万円分についてですね、これを議長がプロですから分かると思いますが、水回りの例えば炊事場とかトイレとか風呂とか、そういうものをちょっと触っただけでね、50万や100万はいくわけですね。そうなったら、なかなか今貸したくても貸せない人がたくさんいますので、そういう人のフォローのためにもということで提案させていただきました。ただ、データがあれば教えてください。</p> <p>ほんで、この質問はですね、確かに町にとって2分の1の町</p>

負担は厳しいと思いますが、貸したくても改修費用の自己負担ができずに放置されている空き家がたくさんあります。それは、朝の中にも出てきましたが、老朽住宅の除却事業の中で今順次壊していますけれども、数年もすればこういう個人持ちの家がですね、数年も放置したら、たちまちその老朽住宅化してですね、最終的には除却補助を受けなければならないと、こうなるんですよ。

そうになったら、どちらにしても町負担がいるということになるんですよ。そうならば、そのお金を使って、できればこういう移住者用、あるいは町の人に対する貸家を作ってから一石二鳥三鳥のもなるんやないかということで提案させてもらっています。

もう一度、最後の答弁になるんやろ。ひとつお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、今の質問ですが、2番の空き家の中まで入っておりますね。

(自席より、だめですかと発言あり)

かまいませんよ。そのかわり、一緒の答弁になってしまいますよ。

(自席より、最後の答弁やき、しちゃいてくれと発言あり)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

再問にお答えします。

	<p>住民課としては、直接移住者、あるいはそういうたぐいの相談窓口は開設しておりませんので、資料としては持っておりませんが、28年度ですね、25万、あるいは50万の補助事業の実績で言いますと、25万円が3件、50万円が1件だけです。それともう一つは、空き家も確かにありますけれども、よく耳にするのがですね、結局あまり貸したくない。一つには戻ってくる、盆とか正月には戻ることがあるとかですね、で、物置代わりに使っているとかですね、そういうことは結構耳にしております、実際には。</p> <p>そういうこともありますので、そんなにむちゃくちゃ需要があるとは考えてないところです。</p> <p>以上です。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういうこともあると思います。</p> <p>しかしながら、今、野根の方を聞いたら、どこかに家がないかということ相談受けております。なければ、他町、よそへ行かなければならないということも聞いております。そういうことも踏まえて提案さいてもろうたんですけれども。これはまた、考えていきましょう。</p> <p>どうも、お疲れさまでございました。</p> <p>それから、最後の質問に入ります。</p> <p>ドローンの講習会開催についてということで、1点お聞きし</p>
--	--

議長

7番議員

	<p>たいと思います。</p> <p>12月議会で、町内にドローンを操縦できる人がいる。今後、委託したいと、こう答弁いただきましたね。一度、その方に職員や住民さんも含めた、講習会をとっていただけないかという質問でございます。</p> <p>そして、ゆくゆくは町職員が操縦できるような、そういうドローンのね、体制を作ったらどうでしょうかという質問でございます。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>講習会につきましては、本町において必要がございましたら開催も検討したいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そういう答弁でございますが、必要というのは何か物事が起こった時と言っているんですか。災害が起こった、あるいは事故が起こったことを言ってるんですか。だいたいこういうもの</p>

議長	<p>はね、そういうものが起こってからでは間に合わないのですよ。起こった時に対応できるということで設置せえと、こういう質問なんですよね。</p> <p>もう一度、答弁お願いします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>このドローンはですね、現在、様々な分野において活用されております。今、発展途上のところもございます。ですので、いろんな技術ができて、一般的になればというところも踏まえて、全体的な状況の流れを把握しながら、必要があった場合には開催したいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ひとつもかみ合いませんね。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>3回目です。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それでは、ちょっと視点変えます。</p> <p>答弁者は、教育長にお願いしたいと思います。</p> <p>災害だけでなく、サーフィン大会や各種イベント、釣り情報など</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ドローンのことやないんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ドローンですよ。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ドローンで最後の質問になってますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>うん、そうですよ。</p> <p>ほんで、ちょっと聞いてください。分かりますから。</p> <p>町内の空をドローンが飛ぶことはですね、子ども達にとってもですね、紙飛行機やたこ上げとはひと味違う興味と関心がはぐくまれるのではないか、こう思っておるんですよ。</p> <p>そこでですね、スマホで操縦できる手軽さは空間感覚を身近に体験できる</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島毅三夫君。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>絶好の機会になると考えております。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島毅三夫君。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ドローンの</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、今言うように、その</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>何の質問をやっているんですか、あなたは。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>執行部の方が、だまっちょれ・・・は。</p> <p>執行部の方は、ほら、そういう答弁をもらいました。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>そういう暴言は困ります。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>執行部の方は、答弁もらいました。</p> <p>しかし、教育委員会の方でどうですか、という質問しようとしてるんですよ。</p> <p>どこがいかなのですか。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>教育委員会に何を聞くんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから、聞いたらいいでしょう、ほんなら。</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>何ですかほれは。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>1 台購入して、学校教育の一環とすれば、子どもに夢と希望を与え、新たな発想が</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>申告内容どおりに行ってください。</p> <p>質問の範囲を超えています。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>え。</p>

議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>質問の範囲を超えています。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>再問の中で、ちょっと休憩とり。</p> <p>再問の中で執行部から</p>
議長	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>田島毅三夫君の質問が終わりました。</p> <p>ここで、奈良崎教育長から発言の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>奈良崎教育長。</p>
教育長	<p>(奈良崎 幸一教育長)</p> <p>ドローンは、ちょっと考えていませんでしたので、びっくりいたしました。</p> <p>貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>退任にあたり、あいさつをさせていただきます。</p> <p>私は、昭和50年に東洋町役場に入り、一般行政の建設畑で38年間努めて参りましたが、教育に関する知識や経験もなかった私が、平成25年に教育長に就任し、今日までの間、大過なく職責を努めることができましたことも、皆様方のご指導、ご厚情のおかげと心から感謝しております。</p> <p>4月1日より、一町民として、町行政に少しでも貢献できましたらと考えております。</p> <p>終わりに、皆様方のより一層のご活躍とご健康をお祈りいた</p>

議長

しまして、ごあいさつとさせていただきます。

皆さん、長い間ありがとうございました。

(自席より、光本さんにもやってもらいと発言あり)

(今宮 裕明議長)

勝手な発言は、しないでください。

これで本日の

(議長と呼ぶ声あり)

はい。1番、福島登君。

(自席より、動議を提出しますと発言あり)

ここで、休憩をします。

(福島議員から議長へ、田島議員への懲罰動議の書類が提出される。)

再開します。

ただいま、1番、福島登君から東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案が提出されました。

この動議については、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により所定の賛成者がありますので、成立しています。

ここで、休憩に入ります。そのままお待ちください。

(休憩時間：午後3時10分)

動議資料を配付

(再開時間：午後3時16分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、お手元に配布したとおり、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに、議題とすることに、賛成の方は、挙手願います。

挙手多数（賛成7 反対1）であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることは可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。再開は、午後3時40分でお願います。

（休憩時間：午後3時18分）

議会運営委員会開催

（再開時間：午後3時40分）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加日程第1、発議第7号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。

	<p>(自席より、分かりましたと発言あり)</p> <p>(7番、田島毅三夫議員、退場)</p> <p>本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員会委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員会委員長)</p> <p>さきほどの東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>さきほど、この動議について、検討した結果、田島議員から弁明の申し出がありましたので、その機会を与える。</p> <p>次に、提出者に対しての質疑を行う。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(今宮 裕明議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君への弁明の機会を与える、提出者に対しての質疑を行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>1番、福島登君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(福島 登議員)</p>

はい。

東洋町議会田島毅三夫議員に対する懲罰動議、次の理由により、田島毅三夫議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により動議を提出します。

提出者は私、福島登、賛成者は、西岡尚宏、平山照生、高島俊彦、小松熙、小野正路、武山裕一の各議員であります。

提出理由を説明します。

田島毅三夫議員は、本日の会議において、東洋町議会会議規則第54条の発言内容の制限の1項同3項に規定する違反行為を繰り返し、議長の静止に対しても同僚議員に対しても、無礼な言葉を発するなど、これに従わず、同規則第104条の議事妨害の禁止、同規則第102条の品位の尊重の違反行為を繰り返した。

およそ、議会議員は、その範を社会に示し、議場においても規則、基準を遵守しなければならないことは当然である。議会や委員会において、自己の発言や行動により、住民が望む大切な政策の議論や決議の場に田島毅三夫議員自身が参加できなくなることは、住民に不利益になるということを十分に理解し、田島毅三夫議員自身の考えに対して、同僚議員の賛同を得るような謙虚な姿勢で政策の実現に臨むべきである。

このことを理解せず、先に述べたように田島毅三夫議員の本日の言動は、議長の静止を振り切って持論を推し進めようとするなど、議場を利己主義的な発言や行動で私物化し、議会を軽視する姿勢は目に余るものがある。

よって、紀律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とす

<p>議長</p>	<p>るため、田島毅三夫議員の懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに田島毅三夫議員の懲罰動議を提出する。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>(今宮 裕明議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の、一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。</p> <p>(7番、田島毅三夫議員、入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>一身上の弁明を許可しますが、あくまでも懲罰動議の理由の範囲内で弁明をしてください。それ以外は許しません。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>この理由という一面の書類をいただいております。これを見てから弁明をする形になります。よろしいでしょうか。</p> <p>どんなんでしょうかね、私が今日言ったことが、一方的に私の意見が間違っていた、不当だったということでしょうか。</p> <p>議長が、こういろいろとこう制約してくる中に対して、私が言ったということも含まれておると思いますが、一方的に私がすべて責任をかぶらんといかんものでしょうか。</p> <p>どの部分が不当なものであったか、あるいは議会の私物化とはどういうものを言っているのか、あるいは軽視とはどの部分を指して言っているのか、まったく私には腑に落ちません。</p>

議会というのは、自由な討議の中でね、そして拓かれた討議の中で、議場の中で、住民さんを代表して議論を戦わす場所なんですよ。

ところが、議長は、ここ最近になって、すぐに中止中止と言われますので、そういう場合には、ちゃんと説明をしてくださいと理由を、そういうことなんでございますが、まったく説明なしに、中止中止と言うもので、時には、退場させてくださいというぐらいは言いますがね、それは、売り言葉に買い言葉の範囲です。

ちょっと私は、この文面、この10行ほどの文書の中からでは、ちょっと分からん。議長の制止を振り切って、持論を押し進め、あるいは議会を私物化、あるいは軽視した、こう載っておりますが、一つ一つについて分かりませんので、議事録の開示を求めたいと思います。そうでなければ、反論できかねます。

どう言いますか、議会というのは確かに議長が中心になってやるというのはよく分かっております。議長が一番の責任者であります、これも分かっております。

しかしながら、その議長の判断が、あるいは行為が間違っている、不当である、また議会全体のことについて、公平さが欠けている、そういうことであればですね、それに対して異議申し立てするのは、これは当たり前のことです。それが聞き入れられない場合には、休憩をとったり、あるいはまた、その話し合いをするということは、これは当たり前のことです。

それは、議会と議員としての権利です。それを拒否するたびに、いろいろと今まで問題が起こって参りました。今回もそういうことです。あのこの間の12月議会、あるいはその前の議

議長

会のように一方的に質問を中止させるようなことをする、そういう行為に対して、今回もある程度、異議申し立てをしました。そういうことでございます。

それがいかんのであれば、その問題点、あるいはそのところをよく皆さんが判断していただいて、私に対するこの懲罰が適当か、あるいは適当でないか、よく判断していただいたらえいと思います。

お願いします。

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。議員控え室で待ってください。

(7番、田島毅三夫議員、退場)

これより、発議第7号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、お諮りします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が

自動的に設置されましたので、これに付託して、審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、2番、平山照生君、3番、高島俊彦君、4番、小松熙君、5番、武山裕一君、6番、小野正路君、8番、西岡尚宏君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、定例会閉会后に、正副委員長の互選を行ってください。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書

に記載の上、議長に提出してください。

ここで、お諮りします。

ただいま、可決されました東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会につきましては、閉会中の継続審査・調査に付すことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(7番、田島毅三夫議員、入場)

7番、田島毅三夫君に報告します。

さきほど、田島毅三夫議員に対する懲罰特別委員会が設置されましたので報告します。

以上で、本日の議事日程は、すべて、終了しました。

これにて、本日の会議を閉じます。

これで、平成29年第1回東洋町議会定例会を閉会します。

どうも、お疲れさまでした。

これにて、議会放送を終了いたします。

(閉会時間：午後3時56分)